

第百十六回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第 四 号

平成元年十一月十七日(金曜日)

午前十時八分開議

出席委員

委員長 戸塚 進也君

理事 逢沢 一郎君

理事 井上 喜一君

理事 坂上 富男君

理事 河村 勝君

赤城 宗徳君

上村 千一郎君

木部 佳昭君

谷垣 禎一君

稲葉 誠一君

冬柴 鉄三君

滝沢 幸助君

出席國務大臣

法務大臣 後藤 正夫君

出席政府委員

宮内庁次長 宮尾 盤君

法務大臣官房長 井嶋 一夫君

法務大臣官房審議官 米澤 慶治君

法務省保護局長 佐藤 勲平君

法務省入国管理局長 股野 景親君

委員外の出席者

内閣官房内閣参事官室首席内閣参事官 多田 宏君

農林水産省構造改善局建設部開発課長 菊岡 保人君

運輸省国際運輸・観光局観光部企画課長 玉置 佑介君

運輸省港湾局開発課長 高橋 通夫君

労働省職業安定局長 齋藤 邦彦君

法務委員会調査室長 乙部 二郎君

委員の異動

十一月十七日

辞任

大塚 雄司君

佐藤 隆君

塩川 正十郎君

同日

辞任

尾形 智矩君

佐藤 敬夫君

谷垣 禎一君

補欠選任

谷垣 禎一君

佐藤 敬夫君

尾形 智矩君

補欠選任

塩川 正十郎君

佐藤 隆君

大塚 雄司君

十一月十六日

刑事施設法案反対に関する請願(佐藤祐弘君紹介)(第三四二号)

同(野間友二君紹介)(第三四二号)

刑事施設法案の廃案に関する請願(寺前巖君紹介)(第三四三号)

同(金子満広君紹介)(第三四四号)

同(不破哲三君紹介)(第三四五号)

同(松本善明君紹介)(第三四六号)

同(村上弘君紹介)(第三四七号)

民事保全法案反対に関する請願(安藤巖君紹介)(第四二六号)

同(安藤巖君紹介)(第四五八号)

本日の会議に付した案件

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百十四回国会閣法第三三三号)

民事保全法案(内閣提出、第百十四回国会閣法第四〇号)

○戸塚委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。坂上富男君。

○坂上委員 出入国管理及び難民認定法及び職業安定法等に関する改正について、少し補充的に質問をさせていただきます。

不法就労外国人の基本的な考え方、これは法務省はどういうふうにお考えでございますか。

○股野政府委員 不法就労の外国人というものは、これは我が国及び我が国の近隣の諸国との経済格差あるいはこれらの諸国における経済事情等を原因として日本に來ておる、そして日本において、在留する際の基本的な法的な枠組みである在留資格とか在留期間、こういう制度を潜脱あるいは無視するということをしつつ就労をしている、こういう外国人を我々は不法就労外国人と考えているわけでございますが、こういう者をそのまま放置しますことは、我が国の社会の安寧秩序というものに悪影響を及ぼすこととより、これに關係するブローカーとか悪質な雇用主による搾取などのような人権侵害をまた放置するというようなことにもなるものと考えます。

そこで、不法就労外国人につきましては、まず入国審査の厳格化、厳格な入国審査の実施ということが一つ。それからまた、そういう不法就労外国人を、日本におります者につきまして摘発を適正に、厳正に行うということによってその増加を防止し、また我が国での定着も防止する。最後にまた、不

法就労外国人が日本に來ることになるその吸引力、推進力になるようなそういうブローカーや雇用主に対して厳しく対処していく、こういうことが必要であると考えております。

○坂上委員 そういたしますと、不法就労外国人労働者は、一体日本ではどれぐらいおると把握をしておられるのでございますか。

○股野政府委員 これはなかなか実際の数について正確に把握をすることは困難ではございますが、先ほど申し上げました不法残留あるいは資格外活動等の関連で不法就労を行っておる者というものについては、私どもの電算統計をもとに推計いたしますと、十万人を超えるぐらいの数が現在おるのではないかと、こういうふうに考えております。

○坂上委員 一説によりますと、三十万とも言われておりますが、これはどうですか。

○股野政府委員 私どもの推計は、これは先ほど申し上げました出入国管理統計をもとに推計をいたしておるものでございますので、私どもとしては先ほど申し上げたような十万人を上回るような数というものが大体その規模ではないかと考えております。

○坂上委員 そこで、今回の改正は不法就労の締め出しを強化するものだ、こういうふうにも言われておりますが、そういういたしますと、これは十万人以上に及ぶところの不法就労者である外国人を順次国内から出てもらう、こういうような対応をなさるのですか。そうだといたしますと、大体この十万人、どういうふうになるおつもりでございますか。

○股野政府委員 先ほど申し上げましたように、現在不法就労を行っておる人間についての摘発の努力を今後傾けてまいります、それにつきましては順次、法の規定に基づいて退去強制というところを行っていくという方針でございます。

○坂上委員 また後でそれは聞きますが、労働省の方、職業安定法五十三条の二が新設になるわけですが、法務大臣の連絡あるいは協力を規定しておるわけですが、この目的はどのようなものでございますか。

○齋藤説明員 今回の入管法の改正法におきましては、職業安定法を改正していただくようにいたしておりますが、この趣旨といたしましては、外国人労働者の受け入れの問題と申しますのは、やはり我が国の社会、経済にいろいろな影響を及ぼすだけではなく、我々の所管しております意味での労働市場というものにも直接大きな影響を与えるものではないかというふうに考えております。そういう意味におきまして、労働力需給の適正な調整を図るためには、労働省、法務省、十分に連絡あるいは協力をやっていく必要がある、こういうような趣旨でこの職業安定法の改正の規定をお願いしているところでございます。

○坂上委員 具体的にどういうことを求めるのですか。大体項目別に言ってみてください。

○齋藤説明員 具体的な協力あるいは連絡ということでございますが、現在のところ考えておりますのは、具体的に申し上げますと、在留資格審査基準の作成あるいは見直しというふうな際、十分な連絡協議というのがあるだろうと思ひますし、それから、個々の外国人労働者の入国の審査に当たりまして、必要があるとなれば個別的な協議というふうなものもあるだろうというふうに思っております。さらに、不法就労対策の実効を上げるために両省間のいろいろな情報の交換というふうなこともあるだろうというふうに思っております。

○坂上委員 法務省の方は、これについてはどの程度応ずるという意味を持つてございませうか。

○股野政府委員 これは私どもの方とそれから労働省の方とでそれぞれ相互協力ということになるわけでございますが、基本的には、労働需給に非常に関係のあることについての、例えば関連する問題についての基本的な統計その他の情報を提供

する、こういうことが我々の方として労働省側に協力をするということになるかと思ひます。

○坂上委員 労働省の方は、先刻問題になりました不法就労外国人問題はどのようなふうなこの条文との関係において対応されようとしておるのですか。

○齋藤説明員 先ほど入管局長からお答えがございましたように、不法就労というものの自体につきましては好ましくないことだろうというふうに思っております。したがって、不法就労によって我が国の労働市場に、あるいは我が国労働者の労働条件にいろいろな影響を及ぼすというふうなことは避けなければならぬというふうに思ひます。そういう意味で不法就労につきまして有効な対応策というのは、私ども労働市場の適正な維持というのを考えなければならぬ立場といたしましては十分にやっていかねばならない。そういう意味で法務省とも十分に御相談しながら不法就労対策につきまして有効な対応策をしていく必要があるだろう、こういうふうな考えております。

○坂上委員 ちょっと抽象的に過ぎるのですが、さてそこで、約十万人に及ぶところの不法就労者問題、確かにこれは法に違反しておることは間違いないのでございませうが、しかしまた一面、この間の難民あるいは偽装難民もやはり経済的な要求の中からやむにやまれずこちらに來ている方も相当あるわけでございます。しかもまた、日本にそういう形の中で十万人が結果的には在留をしておるわけでございます。十万人といえ、日本にとつては今の労働力需給から見たらそんなに問題にすべき問題ではないわけでありませう。先般の委員会におきまして、これは何とかならないのか、十万人についてはある程度何らかの救済方法はないのか、こんなような御意見も出ておるわけでございますが、法務省、労働省の方は必ずしもその意見に賛同してないという状況もあるわけでございます。

しかし、やはり国際的に見まして、今までで不法就労者、いわゆる資格のない人が約十万人、し

かも、今の日本はもう本當にのどから手が出るように労働力を欲しがっているわけでありませう。しかも、不法就労労働者というのはほとんど何らかの形の中で働いておられると思うわけでございます。また、これらの人たちの生活権の問題もあるわけでありませう。そして、それなりに日本に入つてきておるわけでございます。特に犯罪を犯して入つてきたというよりも、入つてくること、在留すること、そのことが法律違反ではありませんけれども、実体的な違反というものは余りないんじゃないだろうか。

そんなようなことから見ますと、ひとつこの改正を機会に私たちは、この問題をいさ少しいはば人権救済という部分の中から問題をえぐつてみて方法を講じてみていいんじゃないだろうか。何といたしましてこれだけ日本の労働力が要望されている中で、殊さらこの法律をつくりまして十万人を逐次国外に追い出す、こういうことはどうもやはり問題があるんじゃないかというふうなことは私は感じておるわけでございますが、こういう点ひとつ局長さんあるいは労働省、そしてこの問題を踏まえまして大臣のお考えもこの点について少しお聞きをさせていただきたい、こう思つています。

○股野政府委員 まず、不法就労をしている人の取り扱いでございますが、不法就労はやはり入管法という観点からの違法行為でございますので、それに対する対応というものは適正、厳正に行つていく必要があると考えております。

他方、ただいま先生御指摘のその不法就労者についての人権という点、これは先般の法務委員会でも御審議を願つたところでもあり、人権ということについての考慮というところは、これは入管当局としても当然十分念頭に置いた対応が必要であらうと考えておりますが、しかし不法の就労ということ自体については法の規定に従つて対応するということが必要だろうと考えております。

○齋藤説明員 私どもの立場から申し上げますと、いわゆる単純労働者と言われる方たちの入国

の問題ということになると思ひますが、現在の我が国、確かに労働力不足という面がございます。特に関東地域におきましては求人倍率二倍を超えような状態もございませう。ただ、一方におきまして地域的に非常にまだ雇用失業情勢の改善の余地がある地域もございませう。北海道、九州、沖縄といふようなところはまだ求人倍率一倍を超えておりませう。さらに高齢者、特に五十五歳を超えますと求人倍率が一を割ります。五十五歳を超えたような高齢者の方についての失業問題というのはまだまだ大きいものもございませう。六十歳を超えますと〇・一七倍くらいになります。そういう意味でまだまだ我が国におきまして労働力不足といひましても、その中にはいろいろな問題点があるというふうなこともございませう。

さらにつけ加えておきたいとしますと、このような労働力不足が市場一般に言われるようになりまして、二年のことでございまして、それ以前には非常に失業率が急騰したような時代でございまして、我々緊急の雇用対策をいろいろやらなければならなかったような時代がございまして、

そういうようなものもろの事情を考え合わせますと、外国人ならでは技術、技能を有しておられる方に我が国において働いていただくというところは、これは大いにやっていただきたいというふうには思ひますけれども、いわゆるそれなりの能力のない、だれでもできるような労働というものにつきまして外国人労働力を今直ちに受け入れるというのはいかがか、もう少し広範な観点からの議論が必要ではないか、こういうふうな考えております。

○後藤國務大臣 お答えいたします。ただいまの坂上委員の御意見、一つの御意見であると存じます。今政府委員から政府の考え方についてはお答え申し上げましたが、現在単純労働に従事しております不法労働者については、個人的にはいろいろ同情すべき問題もあると思ひますけれども、しかし不法残留等をしてる者をその

まま認めていくことはやはり今後けじめがつかないことになると思いますが、また、かつて先進国と言われたヨーロッパ諸国の例を見ましても、この問題は非常に深刻な問題になっていて、とてもありますので、今回の改正後におきまして、やはりいろいろな御意見もございまして、これを検討していくということは必要なことであるというように考えております。

○坂上委員 ぜひ質問の趣旨をできるだけひとつ生かしていただきますようお願いしたいと思っております。

その次には、今回の改正は在留資格を拡大して明示した、こう言われておるわけでございます。これはこれで結構でございますが、在留資格が縮小した業種といたしまして、そういうのはあるのですか。

○股野政府委員 ただいま委員御指摘の在留資格の変更でございますが、これは私どもかねて御説明申し上げておりますように、新しく入管法上の在留資格について十種類を加えて二十八にいたしましたということでございます。そういう意味で、まずその在留資格の面でも受け入れ範囲の拡大が図られております。

それからまた、現在設けられている在留資格、例えばこれは報道関係、あるいは例えば研修といったようなものがございまして、そういう活動範囲についても、これも拡大するということが考えられておりますので、そういう意味で、その受け入れ及び活動範囲については拡大を図っているものである、こういうことでございます。

○坂上委員 これはいかがでしょうか。不法就労者を締め出す、それが主たる目的で、そしてそれを偽装といったおかしな目的で、在留資格を拡大して、それによってこの不法就労締め出し部分ができるだけ——入管法の改正は決して不法就労締め出しだけが目的ではないのだということをおっしゃりたいという感じがしないわけでもありませんし、また新聞ではそういうような記載もあるわけですが、これはどう理解した

らいいのでございます。

〔委員長退席、井上(喜)委員長代理着席〕

○股野政府委員 この入管法の改正案の第一の柱は、私がたまたま申し上げました、在留資格の新しい整備によりまして専門的技術、技能、知識等を有する外国人の受け入れをまさに拡大するというところでございます。

また、入管法の改正案の同じく第二の柱になっております入国審査の迅速化ということも、これもそういう専門的技術、技能、知識等を有する外国人についての受け入れを容易にするということとでございますので、そういう意味での外国人の、資格をきちんと有する外国人の受け入れについては、これはまさに拡大し促進する、こういう意図でございます。

もう一つの三番目の柱として、現在非常に社会でも問題となっておる不法就労、これに対する対応策というものの、これはきちんとなさなければならぬという点で、その点も本改正案の重点でございますが、同時に、ただいま申し上げました前段の受け入れの拡大、そしてそれをまた効率化する、これも同様に重要な柱となっております。

○坂上委員 そこで、いわゆる大学に通う留学生は届け出なしに週二十時間のアルバイト、また各種学校の就学生は届け出れば最高週二十時間までの就労が今まで認められておった。今度は許可が必要となる、こういうことなんです、この許可というのはどういうことでございますか。アルバイトを二十時間やることについて御許可をいただく、こういうことになって、許可しないというふうな事態も起きるわけでございますか。これはどういうふうに解釈したらいいのですか。

○股野政府委員 これら留学生、就学生のアルバイト活動について新しく許可を受ける、こういう制度を現在考えておるわけでございます。

では、そのアルバイトの内容はどうするのかというところでございますが、これはまじめな学生が本来の学業を補助するためのアルバイトとして必要な範囲ということを当然考えてまいりまして、

そのために、アルバイトの学生さんで、まじめに学業に専念し、かつ、補助的にアルバイトを行う、こういう人たちがアルバイトについて今までよりも支障を感じるというようなことがないようにするという、この配慮は必要だと考えておりますので、その具体的な許可の中身については、これは関係省庁とも相談を十分した上で、今申し上げましたように、まじめな学生さんのアルバイトの内容に支障を来さないよう配慮をしております。

○坂上委員 就学生と言われる諸君はどれぐらいいるのですか。それから、留学生はどれぐらいおられるのですか。これと、今度皆さんの仕事の関係はどうなりますか。

〔井上(喜)委員長代理退席、委員長着席〕

○股野政府委員 就学生、留学生でございますが、まず留学生につきましては、これは昨年、昭和六十三年末の在留統計でまいりますと、日本で留学をしておる留学生、これが二万九千五百四十四という数を持っております。他方、就学生につきましては、同じ昭和六十三年末の統計でございますが、四万七千八百二十七名という方が就学生として在留しておる。以上が私どもが持っております昨年の統計でございます。

○坂上委員 これが週二十時間単位で許可をもらうのか、あるいはあなたは六カ月間いることができるんだからこれ全体に許可を与えるというのか、どういうやり方をするのですか、こういう場合。

○股野政府委員 委員御高承のとおり、昨年来就学生のアルバイト活動というものの中身が非常に、我々入管当局はもとより、社会でも問題にされたわけでございまして、それは本来の学業とそれからアルバイトのバランスが、やはりきちんとして本来学業本位であるべきものが本末転倒しておる、こういうような事態はぜひ正しななければいけないということで、特にこの問題の多かった就学生につきまして昨年来各級の指導を強化してきておるといことがございます。そのことは今後

もぜひきちんと続けていかなければならないと考えております。

他方、先ほど申し上げました本来の学業に専念している方が学費を補助するためのアルバイト、これはやはりきちんとして、こういうことも必要だと考えておりますので、まさにそういう意味で学業を本来とし、そしてそれを補助するための学費補助のアルバイト、この実態が確保されているかどうか、これを許可するときに見ていくということとでございます。その許可の具体的な中身について、先ほど申し上げましたように、関係省庁とも十分相談の上決めてまいりたいと考えております。

○坂上委員 だから、これは賛成するかしないかに重要にかかわるわけですね。

例えば、週二十時間あなたは許可しますよという一週ごとにもらうのか、あなたは二十三時間やったからもうこの次の週はやれませんか、こういうふうになるのか、具体的にどういうふうになるのか。これはこれから協議だ、これからの協議だでは、ちょっとばかり私たちが賛同いたしかねる事態も起きるのじゃないか、こう思うものだから実は聞いていたわけです。今までだったら、週二十時間働いていたのか、あるいは学校にまじめに出ていたのか、あるいは九々仕事ばかりしていたのか、こういう場合は在留の延長にかかわっていたようにございまして、今度は労働そのものの許可制度ということになりますと、皆さんの方も人手が足りないで過労死されるような事態が起きている、一方、就学生らもこの問題についてはできるだけひとつ厳格でないようにということをお願いしているわけでございます。

ただ、確かに問題のあるのはこれは厳格にしてもらいたいのでございまして、まじめな普通の就学生について一々時間単位で許可をもらうのか、週単位で許可をもらうのか、一カ月単位でもらうのかというふうなことは、皆さん方の業務に大変な影響を及ぼしますし、これを規制をされる就学生にとってはまた大変なことであ

ります。でありますから、今まででありましたら在留期間の延長というところにかかっていたわけでございますが、今度は在留の資格に関連をいたしまして許可不可許可、そしてそれに違反した場合に退去、こんなような事態になりかねないわけでございますから、ちょっと具体的にきちっとこういうやり方ですというように言えたら言っていたらいいと思いますし、今局長がおっしゃったとおり、普通のまじめな諸君についてはそれができるだけ強化にならないようにしたい、こうおっしゃっておりますが、具体案というのはないのですか。

○米澤政府委員 委員の御質問の具体案はないのかということでございますが、現在内部で検討しております具体案について御披露申し上げたいと思います。

従来は、御承知のように、週二十時間程度のアルバイトをどちらかといえば自由にさせてきた嫌いがあるわけでございますが、その結果として、就学生の中には専らアルバイトをしてしまっていて、本来の目的を達成できない方が相当程度おられて、問題化しております。

そこで、今回は、在留資格を整理するに当たりまして、就学も留学の在留資格も、就労することのできない在留資格の表の方にまず入れました。したがって、就労しようとする場合には、資格外活動の許可申請をしていただいて、許可をとっていただくということになります。しかしながら、留学生も就学生も余り経済的に恵まれない国からおいでになる方が多いと思いますので、アルバイトの必要性が十分考えられると思いますから、その資格外活動の許可申請の手続のやり方あるいは許可の与え方等において十分な考慮をしようということから、これは例え話になって恐縮でございますが、まだ想定する範囲内で企画していただきますが、例えば留学先の大学から包括的に、この学生がこういう種類のアルバイトをして学費を稼ぐことになるので許可願いたいというよ

うな代理申請の手続も考えてあげられますし、あるいは在留期間内、例えば一年に留される人であれば、一年間分の一括した許可ということも配慮いたしております。

それから、時間によって制限するかどうかとも非常に合理性、不合理性の両面ございしますので、どういうふうにして与えていくかということを含め、よく検討中でございますし、必ずしも週二十時間というものを、そういう規制をしていくかどうかちよつとまだ決めてございせん。むしろ学業に差し支えない範囲でというように抽象的な基準にしておいて、出席日数等がアルバイトによって落ちてこないかどうかというチェックをすることによって、アルバイトをある程度できるようにしてあげるといふようなことも今考慮しております。

したがって、今委員御質問の、一週間単位かという御質問に対しては、そんな区切った細切れの許可制度は考えておりませんで、一年間就学生としておられるとすれば、むしろ一年間の包括的な許可になるだろうと考えております。

〔委員長退席、井上(喜)委員長代理着席〕

○坂上委員 今審議官が御答弁の中で、いわゆる日本語学校から申請手続をとる場合もあり得る、こういうことでございますが、この日本語学校が、そもそも問題があるわけでございますから、この問題は私はいろいろ問題をばらんとおるような気がいたしますので、後で附帯決議も申し上げさせていただきます。後で附帯決議も申し上げさせていただきます。強化することは皆さん方の人員も必要だし、それからこれを受ける就学生たちにとっては大変厳しい状況になる。しかもまた、日本語学校もこの手続をする。そして、日本語学校はそれによって相当な権限を得る。権限を得て、そのことが悪用されないだろうか。そんなようなことも実は心配していただきたいと思います。問題の指摘だけをさせていただきます。

次に、これと同じく在留資格審査基準を省令で定める、こう言っておるわけでございますが、こ

の大綱だけでも言うて下さい。省令できちっとこうこうというのを本当はしてもらわねと実際の審議になじまないわけでございますが、まだできていないのでしょから、大綱だけでもいいですから、この審査基準の省令の内容的な大綱をわかつたらひとつできるだけお話しください。

○股野政府委員 委員御指摘の審査基準を省令で定める点は、これは私もかねて御説明申し上げておりますように、できるだけ一般の方にもわかりやすい内容にしたいと思っております。今の時点ではまだ具体的に文章の形で御説明申し上げる段階に至っておりませんけれども、その中身として、まず外国人側については、外国人の職種、それから地位、学歴、経験、職歴、その他持っている資格、こういったものをそこで明示することになります。

他方、今度は受け入れ側の機関につきましても、その受け入れ機関の内容、規模、実績等に関して示すということになりまして、今申し上げましたそのような内容を具体的に、また客観的に表現する、こういうことで、今成案を得るべく努力中でございます。

○坂上委員 皆さんの説明では、「審査基準の明確化と入国審査手続の簡易・迅速化を図る」、こう言っておるわけでありまして、そして、その審査の基準を省令で定めて、一層透明性、公平性を確保し、量的、質的な面から入国の管理を行いた、それはそれで結構でございますから、具体的にもうちよつと、省令での審査の基準というものは、どうですか、十カ所ぐらいだあと言えないものなんでしょうか、大要抽象的ですが。

○米澤政府委員 お答えいたします。

委員御承知のように、今度の改正法律案の中に、省令で審査基準を決める場合に、関係省庁と協議の上決定するというところになってございますために、今から私の申し上げますことは法務省の入管事務当局で考えていることを御質問ですからお答えする、したがって、協議をいたしました結果若干修正されたりしますが、例え話で恐縮

ですが、例えば「投資・経営」という在留資格がございまして、この「投資・経営」というのは、事業活動をなさるわけですけれども、我が国社会にとってプラスの方向の事業活動でなければならぬ。つまり計画倒産なんかをされるような事業活動では困りますから、そういう意味合いから、例えばその事業経営に参加する人の事業本体がどのような規模の資本額を持っているとか、いろいろなことを吟味いたします。そこでさらにその投資・経営に参加する方につきまして、例えば日本人が当該業務に従事する場合に受ける同程度の報酬を受けられるような保障があるかどうか、つまり事業に参加して経営をされる人に対して日本人と同じような報酬、待遇が保障されているかどうか、あるいは三年以上引き続いて管理職として経営参加をした経験を持ってもらえるかどうか、つまりその素人では事業経営はできないだろうということから、そんな基準も考えることになるかと思ひます。

それから、例えばそれ以外の、管理職以外の基準等もございまして、ほかの在留資格を言いますと、例えば「研究」の項がございまして、「研究」の在留資格なんかになりますと、今度は当該研究に従事する人がその研究をするに足るだけの学歴を持っているかどうか、それから経験を有しているかどうかというふうなことを具体的に、例えば三年以上の経験とか大学院を卒業しているかどうかとか、そういうふうなことから基準を設けようと考えておりますし、例えば「教育」なんかになりますと、母国語または十年以上の教育を受けたとか、あるいはそういう教育に従事する人に必要な素質、才能があるかどうかというふうな観点から、やはりこれも経験とか学歴とかあるいは言葉の能力とか、そういうものを基準に設けるというふうに考えております。

いろいろございまして、時間がかかりましてから今のような例だけにとどめさせていただきますが、新しくつくります「企業内転勤」がまた御関心があるだろうと思ひますので、こちらも例を挙げ

ておきます。

この基準をいたしましては、外国の本店、支店その他の事業所に一年以上継続して勤務した人であることをまず前提にします。つまり、外国にありま事業所に雇われてすぐ日本に転勤してくるということは摩訶不思議でございますので、一応一年以上に在職された人というような様をはめようと今考えております。それから、先ほど申しましたように、日本人が同じ職につけば保障されるであらうような待遇を受けられることの保障があること、つまり月給が大体日本人並みであるとかあるいは社宅が与えられるとか、いろいろな条件を考へる。それから、長期間日本にある企業に來て働かれるのはこれまた問題でございますので、三年を超えない範囲内に限って日本に転勤してきて日本で活躍され、そこでいろいろな営業上のノウハウを勉強されてまた現地の方にお戻りいただくという前提でこの企業内転勤を考へておりますから、三年を超えない範囲内で日本で活躍されることとなる人というような、具体的かつ明確な基準をつくっていきたくて考へております。

○坂上委員 もう一つ具体的に聞きますが、今まで入国審査あるいは在留資格審査というのですか、こういうものについて時間が大体平均どれくらいかかった、この省令でいきますと今度はこれくらい短縮できますと言えますか。

○米澤政府委員 まことに難しい御質問で、一概になかなか言いにくいことでございます。

御承知のように、事前審査を仮にこの省令に基づいてやります場合でも、案件ごとに複雑多岐な内容を持つておりますので、例えば平均的にこれは一月でできるものが半月ぐらいになるというようなお答えはできませんけれども、今この審査基準を明確化し、かつ、改正の内容にござりまする事前の審査をして在留資格認定証明書を出すというシステムをやりますと、物すごくアバウトな話で恐縮でございますが、現在よりは半分以下の時間内にできるのではないかと推定しております。と申しますのは、現在是在外公館にビザ申請が

ございまして、在外公館から外務省經由法務省に合議がございまして、その上で審査をいたしまして、また同じ経路を返つて返つていく、オーケーが出るというような形をとっておりますが、現在のような審査基準を明確化し、かつ事前の審査ができるような、我が国の中で関係者が事前審査を申請されるようなシステムを開発すれば、少なくともルートから見ただけでも半分ぐらいの時間内に処理ができるのではないかと見込まれます。

○坂上委員 いや、それに引き続いて、関連するわけですが、東京入管、大手町ですか、この窓口をふやすというようなことでございしますが、どんな程度の規模ですか。それから、この時期はいつからですか。したがって、今まで待ち時間どれくらいかかったのがどれだけ短くなるのか、できるだけ詳細に見通しだけでもお話しください。

○米澤政府委員 委員御承知のように、窓口の拡大といひますと充実といひますものは、人員の増加とかあるいはスペースの確保とか、財政当局なりあるいは総務庁なりの御査定をいただかないといけませんので、現在具体的には内々交渉いたしておりますが、鋭意努力をしてその方向に動いておりますけれども、査定官庁の査定を待つておるところでございしますから、具体的、詳細には申し上げられません。ただし、可及的速やかに窓口を広げていき、そして窓口で応接する職員の数をややしていきたくて思っております。と申しますのは、委員も現場を見ていただきましたが、待ち時間が相当程度、数時間に及んでおりますので、待つていらっしゃる方々の人権問題も考へなければいけません。それから、職員の労働条件の改善も考へなければいけません。そういう観点から最善の努力をしたいと思っております。

○坂上委員 これも抽象的で、大蔵省が来て、大蔵省が予算許可するか、そうでなければ答弁できないみたいな答弁だと私は思っているのです。だから、法務省としては幾つふやしたいと思ひます、そしてその待ち時間を、半分だとおっしゃるわけですが、実際平均的な待ち時間が何時間かわ

かりませんが、これぐらいに短縮したいと思ひます、これは法務省の計画ですからびしつとやうてくださって、やらぬのは大蔵省悪いのだから、これまたやり方があるわけでございますから、ひとつ希望なり計画なりをお話しください。これ、大蔵省は話をするなんなんて言つて圧力かけているかどうかかわかりませんが、もう少し詳しく言つてもらいたいですな。

○米澤政府委員 あくまで私どもの内部での計画というところで開きいたしたいのでございします。大手町の現在の東京入国管理局のカウンターは混雑をきわめておりますので、別途関東財務局らのお計らいで国有地をあっせんしていただくことができれば、品川に分庁舎のようなものをつくりまして、在留資格を分けまして、ある種のもものは品川の方に行つていただくとか、あるいは目黒に裁判所関係の建物がございします。お借りできるかどうかまだ本決まりでございしませんから、あくまで私の計画というところでございしたいのですが、その庁舎がもしお借りできれば、そこにも内陸型の出張所あるいは分室のようなものをつくつて窓口の分散を図りたいということと計画をしております。

○坂上委員 もっと聞きたいのですが、これも精いっぱい御答弁でしようかね。今度、こういう場合はどうなりますか。就労資格証明書を所持していない外国人を雇い主が資格ありと信じて雇用したが、事実上資格がなかった場合の雇用主の責任、これはどうなりますか。

○米澤政府委員 まず、今の御質問は罰則、新しく設けます雇用主等の処罰規定とかかわりを御質問だと思ひますのでお答えいたしますが、この雇用主等の処罰の規定は、当然のことながら故意犯でございしますので、就労資格証明書の提示の有無にかかわらず、雇用主等が、つまり処罰の対象とされそうの方々が、その情を知らずに、不法就労者だということを知らずに誤つて雇用されても、これは罰則の対象になりません。したがって、就労資格証明書を保持しているか持つていな

いかの確認を怠つたとか、あるいは確認義務を設けるというような規定にはなつておりませんので、その点は御懸念には及ばないかと考へます。

○坂上委員 労働省にもあわせて質問ですが、就労資格証明制度というものは、その証明書を所持しない有資格者が雇用についてどうも締め出されるおそれがあるのじやなからうか、こういうことを皆さんが心配しているわけですが、法務省はそういうことのないようにいたします、こう言つても、問題はやはり雇い主の問題なのですね。

雇い主ということになりますと労働省の問題にもなるわけでございます。もしも、きょういろいろ意見が出てきつとせよとおっしゃいますれば、労働省の方としてはいよいよ外国人を雇うと思われるところの雇用者について何らかの指示、指導を必要とするのだから、実はこう思つておるわけでございます。願ひくは、私の方は法律改正をこの国会でお願ひをしたいと思つておるわけでありまして、いわばこれを提示できるかできないかによつて差別してはならぬという条文を追加させていたきたいな、こう思つておるわけでありまして、しかし、これも本場に空条文になるおそれがあるわけでございます。したがって、行政がこれに真剣に取り組みぬと、いわばこの就労資格証明というものは悪用されたらとんでもないことになつていくわけでありまして、だから、その辺はもう絶対信用ならぬよ、賛成はできないよという意見も決してないわけではないわけでありまして、私たちがそれなりに真剣に考へておるわけでございますが、一体こういう場合労働省は雇用対策の上からどういう指導をなさるつもりですか。

○齋藤説明員 ただいま御質問の証明書でございますけれども、それはそれなりに簡便に在留資格があるかどうかを判断する一つの資料として役立つものではないかというふうに思ひますが、それがある面でも悪用されると申しますか、先生御懸念のような事態になりますと、それはまたそれで問題が起ころうというふうに思ひます。そういう意味におきまして、私ども、全国の職業安定所

等を通じて事業主等に対しましていろいろな、外国人就労者を使うに当たつての注意事項と申しますか、この面だけでなくていろいろな面であるだろうというふうに思いますが、そういうものも含めまして適切に指導あるいはPR等をしていきたい、こういうふうに考えております。

○坂上委員 労働省、指導、PRはいいのです、具体的にこういう場合差別なんか起きてくるおそれがあると思ふのです。だから、労働省としては腰をきちんと据えて、これは法務省が改正をしても労働省に影響を及ぼす条文だと僕は思つてゐるのです。労働省、その認識を持っていますか、本間に。そしてまた、この差別ができない、差別させない、任せてくださいと言へますか、どうです。

○齋藤説明員 先ほど申し上げましたように、外国人就労者が非常にふえてくる、また現実にあつてきております。そういうような事態を含めまして、適正な形でやはり事業主の方は外国人労働者を雇用していただくかなければならない、またそれに当たつていろいろな外国人ならではの問題というのでも起つてくるだろうというふうに思ふのです、そういうことのないようにしなければならぬ、先生ただいま御指摘のような点も十分頭に置きまして事業主には十分な指導をしていきたい、こういうふうに考えております。

○坂上委員 ぜひひとつ、私の質問が終わりましたらあるいは退場になるかと思ひますが、できたならば私たちはこういう改正条文を入れていただきたいと言つて今要請をしてゐるわけです。結局「当該外国人が前項の文書を」資格証明ですが、「提示し又は提出しないことを理由として、不利益な取扱ひをしてはならない。」これは雇用主に対するあれです。そして、雇用主を指導監督するのは労働省でございますから、労働省はこの条文が入りましたら本間にきちんと出ていただきますと、こういうような差別をしたのが出てきますと労働省の責任なのです。おわかりでございますか。

う。本間にこの問題は大きな問題でございますから、我が党も真剣に問題を考へて改正要綱をあれしてゐるわけです。これがしり抜けになつてしまつたのでは私たちの立場も悪いわけでございますから、本間に労働行政の上で守つていただかぬといかないのでございますが、労働省、いかがですか。

それから、法務大臣、そういう問題があるのでございますが、御決意も賜りたい、こう思つております。

○齋藤説明員 先ほど申し上げておりますように、先生の御趣旨の点を含めまして十分に事業主に對しましては指導をしていきたい、こういうふうに考えております。

○坂上委員 大臣、いかがです。

○後藤國務大臣 お答えいたします。

ただいま坂上委員の御懸念といひますか御心配の点につきましては、この改正されました法律の運用に当たりまして、十分留意して運用するように努力したいと思ひます。

○坂上委員 最後になりますが、ちょっと時間がありませんが、法務省、即位の礼の恩赦の検討、何かなさつておるといふふうに政府筋は発表したようでございますが、どうなつてございませうか。

明治天皇、大正天皇あるいは昭和天皇の御即位は恩赦が行われたわけでありまして、これは三代ともあれでしようか、どの程度の規模のものがなされ、今法務省はどういう検討をなさつておるのですか。ひとつ。

○佐藤(勲)政府委員 申し上げます。

御質問の過去の例をまず申し上げますと、明治元年九月八日に、明治天皇御即位御大礼、改元に際しまして恩赦が行われております。その内容は、當時は勅令でございしますが、勅令恩赦として減刑令になっております。

それから次に、大正四年十一月十日の大正天皇の御大礼に際しまして、勅令恩赦として減刑令が公布されておりますはか、特別基準恩赦といひまして特赦、特別減刑、特別復権が行われております。

ます。

それから次に、昭和三年十一月十日昭和天皇の御大礼に際しましては、政令恩赦といひまして減刑令と復権令が公布されておりますはか、特別基準恩赦として特赦と特別減刑が実施されております。

以上の点、私どもで承知しておるわけでございますが、今度の即位の礼に際しましての恩赦につきましては、現在のところ全く白紙の状態でございます。具体的検討はいたしておりません。

○坂上委員 この新聞に、政府筋は、法務省は検討に入つたと言つてゐるようですが、じゃこれは違ふのか。政府筋は十三日夕方、来年秋に行われる天皇陛下の即位の礼に關連して、昭和天皇の即位の礼に際しての恩赦などが先例として参考になるかもしれない、法務当局は事務的に勉強してゐるのではないか、こう述べて、今回も政府としての恩赦の実施を検討してゐることを示唆した、こう言つてゐるわけでございます。これは全くそういう検討をしてゐないのですか。検討というか勉強、いつでも直ちに、はい、こうでございませうと言へるような対応をとつてゐないのですか。

○佐藤(勲)政府委員 今申し上げましたように、過去の例については手元の資料でわかるわけでございますが、それ以上のことはいたしておりません。

○坂上委員 法務大臣、この問題、恩赦についてはどういうお考えですか。

○後藤國務大臣 ただいま新聞に報道されたことにつきましては、私もその新聞を見ておりますけれども、今回の即位の礼に当たりまして、政令恩赦を適用するかどうかということにつきましては、法務省としてはまだ全く白紙でございませう。

○坂上委員 法務大臣のお考えはどんなのですか。

○後藤國務大臣 今後検討すべき問題であると考へております。

○坂上委員 時間がありませんから終わります。それから、農水省、運輸省大変恐縮でございませう。

した。時間ありませんので、二十二日に一般質問があるようでございますから、そこでやらせていただきます。せっかく来ていただいたので、本間に申しわけありません。ありがとうございました。

○井上(喜)委員長代理 中村殿君。

○中村(慶)委員 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

最初に、就労資格証明書制度についてお尋ねをいたします。

就労資格証明書制度というのは今般初めて創設をされたわけでありまして、これはいわゆるサービスなんだ、こういうことでございまして、サービスはやっぱりいけないうことはいいわけ、サービスは大いにやるべきことが望ましいわけでありまして、やらなければならない需要という必要性というものは本間にあるだろうということとは疑問でございませう。むしろ余り必要性がないのに設けたのではないか、その意味では言つてみれば過剰サービスではないか、こういうような気がしてならないわけでありまして、どうしてこういうものを創設をするのかなということを考へてみますと、何かこれは西ドイツにおいて就労許可の労働許可証を發行してゐるということにならざるを得ないわけではなからうか、こんな感じがするわけでございます。ひとつ、労働省が労働許可証というやうなものを外国人に對しては發行するんだ、こういうことを言つておられます、これはいろいろ省庁間の協議でできたやみになつたやうでありますけれども、そのことに起因をするのではないかと、こんな気も一方ではするわけでありまして、本間にこういうサービスをする必要性があるのか、その辺をお答えいただきたいと思ひます。

○股野政府委員 実は就労資格という問題は、委員のただいま御指摘のあった問題について見ますと、これは当然在留資格にかかつてまいります。そうすると、在留資格というものを一般の日本の方が何で確認するかということでございますが、

旅券あるいは外国人登録証明書というものが確かにあるわけですが、こういうものは本来的に本人がいつも持っているというものが前提になっております。そうしますと、これを点検するというようなことについて、例えば預けるということがちょっとできないというような問題がございますし、それからまた、例えば資格外活動許可を得まして就労ができる、資格外活動許可を持っているのですが、それが旅券面には記載されない、あるいは外国人登録証明書にもその記載がないというようなことがあります。また今の状況でございますと、外国人登録証明書あるいは旅券の上に記載されておる在留資格の表示というものも非常に略称的な書き方で書いてあります。そういうことからしますと、在留資格が就労できるものかどうかという点について、もう少しはっきりしたもので、かつ外国人の方の便利になるようなものを考えられないかということで、ただいまのようなことを念頭に置いて新しくこういう制度をつくりまして、これを外国人の方あるいは雇用主の側の方の便に供したい、こういうことでございますので、やはりその意味が十分ある、効果も発揮するものというふうには考えておるわけでございます。

○中村(蔵)委員 今局長の御答弁の中で、資格外活動の許可が出た場合でも外国人登録証ないしは旅券に書いてないじゃないか、こういうお話もありましたけれども、原則的には就労する資格があるかどうかというところは旅券なり外国人登録証を見ればはっきりしていることで、そういった意味では一々雇用主が証明書を持ってこいということでは余りないんじゃないのかなというふうに思っております。また、法務省の方でも、就労資格を証明するといったって、何を審査して証明するんだということになれば、結局、この人はこういう在留資格を持っているからできるんですよ、こういうことだけで、じゃ法務省へ行つてどうするんだ、その外国人が法務省へ行けば、自分のパスポートはこうです、ではあなたは就労できます、証

明書を交付しましょう、こういうことになる以外にないわけですね。一体それ以外に、その人の持っているパスポートによって在留資格を確認する以外に何を審査するのですか。

○股野政府委員 まさに在留資格そのものがこれに関係して行くわけでございますが、それはその活動内容が一般の方には必ずしも在留資格というだけでははつきりいたしませんので、そこで法文上もございまして、その人が行うことができる活動を確認する、それが収入を伴う事業を運営する活動あるいは報酬を受ける活動である、そういうことを明示的に示すということでございまして、在留資格を証明する以上の効果はあると思っております。

○中村(蔵)委員 個別的に人間によって審査するのではなくて、資格がこういう資格だから働けるんだ、そんなことが実態であるからには、要するに在留資格のうちこういうものは働けるんだよ、こういうものは働けないんだよということをやPR活動によって周知徹底させればそれで足りることで、許可証を発行するなんというところは必要ない。むしろ、どうしても法務省がサービスをしたんだ、こうおっしゃるならば、こんな制度を考えるよりも、本来的には、電話をしたならばこういう在留資格の人は働けますよということをお答えいただく、そういう窓口を設けた方が早いんじゃないですか。そういう、今度より簡便な方法でやった方がはるかにましだと思ふのですが、いかがでしょう。

○米澤政府委員 確かに、通常は委員御指摘のような方法で簡便にできると思いますが、例えば、今回改正していただきました在留資格の一覧表の別表第一の五をごらんいただきたいのです。この五は「特定活動」という在留資格でございます。これは個々具体的にこの在留資格で入ってくる方の活動内容を個別に定めてまいります。外国人登録証なり旅券には、この特定活動としかスペースの関係で表示ができません。ところが、この特定活動の中である種の職業につくことができるなどとい

うことを特定したといいますと、その方は別途何らかの証明書を持っていないと非常に不都合でございまして。

したがしまして、そういうことも非常にレアケースかもしれないが、私どもがこの制度を考え出したのは、国際化社会にあって、日本もどんどん外国人を、いろいろな地球上の端々から来られる方を受け入れていくのが原則であらう、前向きに受け入れていくべきである。そうすれば、定住外国人のように日本語のできる方以外の外国人が非常に増えてくるのではなか。その場合に、就労できる在留資格で入っておきながら、自分の在留資格を十分説明し切らないという人たちが入ってこられるだろう、その場合には、せっかくおいでになったのですから本来の在留活動をしていただきたい、そのための一助になればということから考え出した制度でございまして。

○中村(蔵)委員 そういうふうに説明をお聞きしておきますけれども、何か私としては余り釈然としないものがある。やはり法務省が就労についてコントロールできるというか、そういう権限を有しているんだ、就労許可官庁なんであるというように外観をつくり出すためにこんな制度を考えたのではないか、こう勘ぐりたくもなるわけでございまして。

それはそれとしまして、次に、雇用主の処罰規定というものがありますけれども、これは附則とあわせて読まないといくわからないわけで、これをこれだけ読むと、たちどころにこの法が施行になれば不法滞在の外国人を雇っていれば処罰されるんだ、こういうふうな思ふわけでございます。大変不親切な規定ではないかなというように感じいたします。もう既にその種の、この条項が知れ渡っております。もう既に威嚇効果というか、それは非常なものがあつて、そのために既にして解雇をされた人間という者もおるわけでございます。条文の規定の仕方というものをもうちょっと考えることはできなかったのかな

というふうに思っております。

附則十一項によりまして、この新法の七十三条の二第一項というものが適用されるのは、これは既に本法施行の際本邦に在留していた者を除く、こういうことで、そうすると、不法に滞在しているが何の理由で滞在しているが、今現在日本に在留している限り、この法律が施行される前に日本に到達していれば、これはそういう者を雇っても処罰されない、こういう趣旨でございまして。その後、だから、この法律が施行をされた後に改めて入国をした者についての適用がある、こういうふうな理解してよろしいわけですか。

○米澤政府委員 附則十一項を設けました趣旨は今委員御指摘のとおりでございます。新たに本法施行後入ってきた外国人であつて就労資格のない外国人を、その情を知りながら雇つたりあつせんしたりあるいは支配下に置いた場合にのみ適用があると御理解いただければいいかと思ひます。

○中村(蔵)委員 そうすると結局、他の委員も言っておりますけれども、日本に既に滞在し、今まで法が施行される前に日本におつた人間について、不法滞在であつても雇つた場合に雇い主を処罰しないということになると、かなり恩典を与えたいというか、そういうことになると、一律に不法滞在という者に対するマイナス評価というものをしない。言つてみれば、その以前からいる人たちに對してはマイナス評価をしないんだという意味で、一種の何か差別取り扱いというか、まあアムネスティーと言ふのはどうかと思ひますけれども、そんなような感じになりますけれども、そういうマイナス評価をしないということではよろしいわけですね。

○米澤政府委員 委員のおっしゃいます、既に本邦に在留する不法就労外国人の存在あるいはそれを雇用している人たちに對して、社会的に、あるいは法律的にマイナス評価をしないこととなるのかという点でございますが、私は必ずしもそうではないと思ひます。

と申しますのは、この新罰則の適用に当たっては、附則十一項のような経過規定を設けますが、既に入管法には、資格外活動なりあるいは不法残留というものがそれ自体が入管法上の罪として規定されており、その情を知って雇った人たちは現在でも、現行法上の資格外活動あるいは不法残留の幫助、教唆等として処罰対象になり得るわけでございます。

しかしながら、現実には、日本の一般の人たちの意識が、そういう雇用主等が罰せられることになつていないという認識が非常に行き渡つていて、うでございまして、今のような、委員御指摘のマイナス評価しないのかという、現実論としてはそういう取り扱いになっている余地もありますけれども、現在も可罰性を持っている行為であるという点では、マイナス評価をしておることでございます。

○中村(慶)委員 だから聞いているのですよ。だからそうなる、今までのそういう問題については、今補助になるというようにお話だけでも、この法律ができることによってそれを免責してしまうような感じになるではないか、免責するよう理解をしてもいいのかということを聞いているわけです。

○米澤政府委員 経過規定であります附則十一項は、あくまでも新罰則の適用をいつから始めるか、どういう人たちについて始めるかを書いておるわけでございまして、現に存するマイナス評価であります幫助犯、教唆犯としての評価は、新旧両法にまたがって継続するということでありますから、免責という言葉は相当でないと思ひます。

○中村(慶)委員 それではまた別のことを聞きまされども、不法就労という問題を論ずる上においては、日本語学校の就学生の問題というものを論じないわけにはいかないわけでありまして、不法就労者の多くは、多くはということはありませんが、ある程度広範囲に日本語学校の就学生として日本に来ていたということの中で、結果的に不法就労に至っているところがあるわけ

でございます。この日本語学校の就学生のあり方について、ある一時期は、非常に法務省は日本語学校の就学生を歓迎をするというか、どうぞいらっしゃい、いらっしゃいということ、それについての審査が非常に甘くて、昨年一年だけだつて三万五千人という大量の人間が日本へ来てしまつたということでありまして、その中で実際に日本語を習得しようという意思で来ているという者は、まあ人の内心の意思ですからわかりませんけれども、極めて少ないというのが実態である。いわば日本へ行つて出稼ぎをしてくるのだということ、日本へ来た、そういう事実がだんだん明らかになるにつれて、今度は日本語学校就学生を締め出しをするという方向に変わつてきている。審査基準を厳しくしたというのか、そういった形の中で現実には就学生というものの入国は減つていくわけでありまして、そういうような一貫した原理原則というものがなくて、時には拡大を時にはこれを縮小するということ、場面場当たり的な日本語学校就学生政策というものは反省を迫られるという批判を免れないのではないかと、こういうふうに思ひますけれども、いかがでしょうか。

○股野政府委員 日本語学校の就学生問題の中心的な課題であつたわけでございまして、就学生のカテゴリーは必ずしも日本語学校の学生に限るわけではございませんで、各種学校その他かなり幅広い概念でございまして、それで就学生について、委員御指摘のように確かに昨年来問題があつて、その中で学業とアルバイトとが著しく均衡を失するような事例というものもあり、そういうものについての是正を大いにやってきたわけではございます。したがつてその点は、ただいま委員御指摘のとおり、我々としても十分今後の運用について、就学生が本来の学業を達成する目的で日本で受け入れられるということとするよう、これは実際上の指導、特に日本語学校の質的改善の方についても努力を今いたしておるところでございます。

他方、法的に申しますと、委員御承知のとおり

従来は就学生というカテゴリーの方々は「法務大臣が特に在留を認める者」、こういう在留資格で受け入れてまいりました。そこで、必ずしも在留活動上の制約というものがそこに明らかでないということがアルバイトのいわば乱用というふうなこともなつたのではないと思ひますので、そこで新しく在留資格というものでございまして「就学」というものを明示するということによつて、またそういうアルバイト等についての問題に対する資格外活動許可ということによる歯どめをかけるべく、それで的確に対処するというところでございまして、他方、本来の就学生というものは、やはり日本の現在の社会の国際化の中で、日本語をも含めまして各種の学校で勉強をしていくという人たちについての道を在留資格としてきちんとして設ける意味、これはまたこれであるという考え方、この就学生という新しい在留資格を設けたわけでございます。

○中村(慶)委員 要するに、不法就労を広範囲に拡大をさせたということ、法務省の罪です。法務省のやり方が悪いからこういふことになつたので、その典型的なものが日本語学校の就学生だらう、こういうふうに思つておるわけではござい

す。日本語学校というのは困つたもので、これは文部省の所管にもないわけで、いわば各種学校とか専修学校という形である日本語学校もありましようけれども、大半は私塾でございまして、そういう困つた面があるということ、もう一つは、やはり日本語学校の就学生でも中国からの就学生というものが非常に問題である、こういうことになつておるわけでありまして、今後のこの就学生というカテゴリーで日本へ入国させる、その入国に関する政策というものはどういふふうに法務省は考えていらっしゃるでしょうか。

○股野政府委員 新しい在留資格というものを設け、本来の就学という在留資格でまさに教育を受け、勉強をするという、これが基本であると思ひますので、その観点に従つての受け入れ、そのた

めに、まさに今委員御指摘のとおり、文部省側とも十分御相談をしながら受け入れ側の体制の整備ということについても現在努力中でございまして、その観点での努力は引き続き行つていきたいと思つております。

○中村(慶)委員 受け入れ側の日本語学校の整備と言つたつて、それは法務省が監督権を持つていられるわけでもないのだから、これは非常におかしな話で、むしろそういうことではなくて、受け入れ側は勝手に整備をしたり整備をしなかつたりするわけですから、やはりその受け入れ側の学校というものの中身に着目をして入国を認めたり認めなかつたりするということ、そこに法務省としての政策の主眼がなければ、それはおかしいことだらうというふうに思ひます。そういう意味合いで、就学生の審査基準というのか、そういう滞在資格を与えるための審査基準というものを厳しくすると同時に、やはり明確化をしていかなければならぬのだらうと思ひますが、その点はいかがで

しょうか。

○股野政府委員 ただいま私の申し上げました受け入れ側の体制の整備という点は、まさに委員御指摘のとおり、法務省側の観点としては外国人を受け入れるというその体制が整つているかどうかという点での関心でございまして、そういう観点から、適正な受け入れが行われるような組織があるように我々としても大きな関心を持つていく。そのためには、まさに教育行政に携わる文部省当局の十分な御協力をいただき、また我々の方はそれについて外国人の適正な受け入れという観点での対応を十分に尽くしてまいりたいと思ひます。また、その審査に当たりまして、まさに今委員の御指摘のとおり、受け入れる学校が適格性をちゃんと備えているものであるということ、十分に吟味した、そういう審査体制というものをきちんとして設けて臨んでまいりたいと思ひます。

○中村(慶)委員 受け入れ側だけの問題じゃないのですよ。例えば日本に出稼ぎに来るという人を

日本語学校に就学という形で入国させてしまふからいけないわけで、その日本に來ようという、日本語を學ぼうという人たちの中身を吟味しなければ、日本語を學ぶ前提であるところの基礎的な教育を外國においてさへ受けていないというような人、あるいは口では日本語を勉強しますと言っているけれども、従来のその人の経歴から見ますれば、これはとても日本語を勉強するとは思われないというような人、そういう者を入れないような基準づくりというものをきちんとしなければいけないのじゃないかということをお願いしているわけですから。

○股野政府委員 委員から日本語学校の御指摘がございましたので、日本語学校に重点を置いて御説明を申し上げましたが、もとより日本に入国しようとする外國人自体についての審査が非常に重要でございます。この点についても我々としては現在でも既に、その日本語学校で勉強するということについては、それなりの日本語を勉強するだけの目的が合理的に説明できるかどうかという点については審査はきちんとしておるわけでございますが、今後についてもその辺を審査するについては、今の委員の御指摘のように、日本語あるいはそれ以外のことについて日本で就学することについての合理的な説明を本人がちゃんとできる、それだけの資格を持った人であるかどうか、審査ではこの点に十分重点を置いてまいる考えでございます。

それからもう一つ、これは先般の委員会でも議論になったところでございますが、そもそも日本語を勉強しに来るには、例えば海外で一定の日本語教育を受けてくることを考えて、それとの組み合わせというのを今後考えてはどうかという御意見も拝聴いたしております。これは私も今後の課題であると思ひますし、そのためには海外における日本語振興あるいは検定試験というような制度も整備されていかなければならぬと思ひますが、そういうことについてはこれはまた検討課題として、今申し上げました本人の資格、能力

について審査をする過程において十分考えてまいり所存でございます。

○中村(慶)委員 先ほど法務省の罪ですと申し上げたが、そういう審査をめぐつての法務省のたためさというものが、今日の外國人單純労働者を大量に生み出した原因であるということを十分に考えていただきたい、こういうふうに思ひます。

次に、研修という問題があるわけでありまして、けれども、研修というのなかなか難しいものでありまして、技術移転という言葉を用いれば極めて格好はいいわけでありまして、とにかく技術というのはいろいろなものがありまして、例えば農業労働だつてこれは技術が非常に必要でございますし、あるいは土木作業に従事するについても技術が必要である、こういうことでありまして、單純労働者という言葉でよくない問題がある。例えば看護婦さんなんというものはどうなんだ、技術があると言へばある、ないと言へばない、だから單純労働者のカテゴリーに属するのかわからないのかということもあるわけでございまして、こういうものについては、しかし少なくとも日本では必要といふものが大いにある、あらゆる領域に拡大してしまへば、あらゆる領域について日本から学ぶものはそれはあるだろう、こういうことになるわけでありまして、今後法務省としては、この研修を拡大するということについてはまずどういうふうなことを考へておられるのですか。

○股野政府委員 研修は、技術移転を行うために海外からの外國人を迎へてこれに対する指導を行うというところが本来でございまして、そのこと自体は日本の國際的な役割ということからかんがみて非常に意味のあることであり、我が国としてもこれを拡充していくことが現在望まれているところなので、入管当局といたしましてもその基本に立つて、本来の研修目的というものについては受け入れを拡大していくこととして臨んでおります。また、入管法上の書き方におきましても、今度の在留資格の中で「研修」という項目について先

ほど御説明もいたしました、受け入れ幅がさらに広がるような規定の仕方を考へているのもそのためでございます。

他方、その研修という名のもとには実は研修の實態を備えないような實際の就労があるということではいけないので、この点については、研修の受け入れについての入国審査の基準等についても既に各省間で御協議をいたしました一つの基準というものを考へて審査を行つておるわけでございまして、今後についてもまさに実態が大事なもので、研修の實態を備へたものについての受け入れを拡大していく、こういう考へ方でございます。

○中村(慶)委員 その基準をよほど考へてもらわないと、技術というものは今申し上げたように單純労働の中にも技術があるということになりますと、その種のものは何といつてもOJTというふうな形で技術習得が主となるということもあるうかと思ふですね。座學が必要なんだといつても座學なんといふものはただ耳で聞くだけで、それではちつとも技術が習得できないということになるわけですから、實務労働を中心とする研修というののもあつてしかるべきではないか、こういうふうな思ひます。そういう面については、そういうことで受け入れればそれなりに日本の労働力不足に対するカバーにもなるわけでありまして、そういう意味で單純労働も含めて研修というものを拡大する必要があるのではないかと、その辺のことをもう少し考へていただきたいと思ひますけれども、單純労働を含めての研修の拡大を法務省は考へておられるかどうかお聞きしたい。

○米澤政府委員 單純労働を含めての技術研修という委員の御指摘の点だけに限つてお答えいたしますが、單純労働に關しましては、技術移転という概念と矛盾するんじゃないかと思ふわけでございまして、実は、單純労働といふのは、五体満足な成人男女であれば今から直ちに就労することができるような内容の作業に従事するという概念で考へておりますので、移転すべき技術はそこにはないだらうと思われまふ。

もう一つ委員御指摘の点で問題は、研修という形で何がしかの労働者を入れて日本の労働力不足もカバーしよう、他方技術移転もしようという御示唆だと理解いたしますが、研修という名で入れますと労働者としての基本権が保障されないという点がございまして、まず賃金が払えませんか、団結権等も保障されない、純粹の研修生だということになつてしまひまして非常に問題がございまして、将来にわたつてそれらの点も含めて十分な検討が必要かと考へます。

○中村(慶)委員 時間ですので、終わります。

○井上(喜)委員 委員長代理 滝沢幸助君。

○滝沢委員 委員長御苦勞さまで、大臣初め政府委員の皆さん御苦勞さまで。

初めに、せんだつての委員会では御答弁留保といひますか、御答弁願つておいたはずでありますから、お先にどうぞ。

○多田説明員 先生の先般の御提案につきましていろいろ研究したり相談したりさせていたいただいておるわけでございまして、大変難しい問題もございまして、当面その実施はちよつと困難だなどという感觸でございまして。しかし、御提案の趣旨である各方面の有識者の御意見を幅広く聞くようにということにつきましては、十分心がけてまいり所存でございます。

○滝沢委員 お答えどうもありがとうございます。それでいいのですが、せつかく出てきていたいたついででありますから、二つほど申し上げたいのであります。

一つは、とにかく今のお話のように、なるべく各方面の御意見を拝聴されて、よき即位の礼、また大嘗祭が行われますように希望を申し上げます。

そこで、二つ三つ一緒に申し上げますから簡単にお答え願ひたいと思ひます。

今までの例であります、大札使というのが任命されるわけですが、これはいかんが御検討か。置かれるならば何人くらい規模でというふうにお願ひしたい。もう一つは、悠紀田、主基田

というものが点定といいますが、選ばれた。これはなされるかどうか。何か一部の言われるところによりますと、これを警備の都合上皇居の中にしようというお話もあったと聞きますが、それでは意味がないので、やはり東西に国を分けて選ばれるべきであります。また、伝えられるところによりますと、それは選ぶのだけれども知事までであって、あとは知事に任せるのだ。そして具体的な田んぼの場所は公表しないでこっそりと国の東西のどこかで稲がつけられるというふうにも伝えられる。ここの辺のところはそれであって本当に意味のないことであるから、国民が挙げてこれをお祝いをする、そして、悠紀田、主基田ではそれぞれいろいろの儀式がありますから、抜穂の儀とかいろいろありますから、そのときはみんなて祝儀できるようなぐあいにした方がよろしいと思います。そういうことを意見を加えながら承りたい。

〔井上（喜）委員長代理退席、委員長着席〕

もう一つは、即位の礼の翌日に賢所御神楽の儀というのがあります。日本は何でもお祭りの後に神楽がつくのでありますが、これを外国の賓客の接待のために取りやめるといふふうに書いてある新聞もあるのですが、それでは全く主客転倒、お客さんのためだからこれこそ本当に主客転倒ということになります。いかがでありましょうか。以上のことを追加して、ひとつ簡単にお願いします。

○宮尾政府委員 ただいま御質問のあった事項でございますが、これはいづれも実施上の事項でございます。今基本的には大嘗祭をどういう形でやっていくかということをお政府の準備委員会の方で検討していただいております。具体的な、その基本的な事項をお決めいただいた後、具体的な御質問になったような事項について検討していただければならないというふうに考えております。

したがって、今第一点の、大札使の定めを今回はどういうふうに、どのくらいの人数でとい

うような御質問でございましたが、これにつきましても、十分先例等を勉強しながら、政府の方針が決まった段階で具体的に検討をしてまいりたいと思っております。

それから、悠紀田、主基田の問題あるいは賢所御神楽の問題について新聞報道等を御引用なされまして御質問があったわけでございますが、悠紀田、主基田ということにつきましてはこれまでの長い伝統の中で非常に重要な事柄であるというふうに私も十分承知をいたしておりますので、それを具体的に今後どういうふうにしていくか。十分先例を尊重しながら検討していけば、こういう先生の御指摘については十分心にとめながら検討してまいりたいと思っております。ただ、新聞に報道されておりますことは十分に推測等を交えた記事でありまして、私もそういうことを決定しまして、新聞に報道されているようなことを決定いたしております。賢所御神楽につきましても、一部の新聞で報道されているような理由によつてそういうことをいろいろ検討してあるというところは全くございませぬので、その点は十分御承知おきいただきたいというふうに思っております。

○滝沢委員 後ろに新聞記者さんのおいででありますから、想像の記事、小説です。小説は文化欄に書いてありますが、それはそれ。ひとつどうぞ、これからのいろいろな方々の御意見を聞いて定めるのでありますから、謙虚に識者の御意見を聞かれて対処されるように希望いたします。大変御苦勞さまでした。お引き取りただいて結構であります。

ところで、本来の法案のことについてであります。私が心配しておりますのは、通訳さんが十分なのかな、こういうふうに思っています。殊に最近では中国からおいでになるお客さんにトラブルが多いわけでありまして、そうしましたら、中国と言っても広うござんす、それこそ私の会津井から九州弁まであるわけありますから、十分にこれに対応できるかどうか。しかし、先ほど申

し上げておるように、御大喪の礼にしても百六十回から四カ国からおいでになったというのでありますから、これから日本は世界に窓を開く日本であるのでありますから、通訳こそ十分に――実は私、大変尊敬し、親しくしておりますアメリカの宣教師さんがいらつしやいまして、ずっと町になじみでありますから、お客さん、お知り合いがたくさんいらつしやるわけですね。そして日本語の堪能なことはもうとても私たちが遠く及ばぬきちんとした日本語をおっしゃる。ある日、近所の奥さん方が「先生、奥さんおいでですか」「頭を直してビヨーンに行きました。そうしましたら、お客さん方は変な顔をしていました。後で花を持ってこられて」「この脳病院に行かれたのでしょうか」「こ

う言うのであります。これは最近の話です。ところが、さかのぼって、大正のころの話と聞きますが、奈良で人力車にお乗りになった外国人が、たぐさんという意味で「奈良はお寺のダラケナトコロと聞いている」と言ったら、その車夫は怒って「お寺が墮落とは何事だ」と言って、そこにおりるというところになったのであります。外国語というのは事はささようなことであります。しかし日本語だって、私の方の書記長が、何かばかとかばかやろうとか言ったら、何か九州の方では、ばかはよくてあははいけないのだとか何とか言っております。

事はささうでありますから、やはり通訳陣をきちんと整備をして、たくさん有能な人を採用していただかないと、私はあらぬ誤解とあらぬトラブルがあると思うのであります。この点はいかがでありますか。そして、待遇もよくしなくちゃなりません。いかがでしょうか。

○股野政府委員 ただいま委員御指摘のとおり、入管行政を運営してまいります場合に語学の重要性ということにはまさにおっしゃるとおりでございます。そして、私どもの入管当局として、まず、審査あるいはそれ以外の警備関係についても、言葉の力がなければきちんとした事務ができないう点はおっしゃるとおりで、我々としてもそのための

努力をいろいろいたしております。

まず、通訳の点で御指摘になりましたが、これは各地方入国管理局がそれぞれの地域において審査等の事務に關して常日ごろ通訳として依頼できる人たちの確保に努力をいたしております。またその言葉の中身も、ただいま委員御指摘のとおり、中国語といひましても、例えば標準語だけではなくて、ほかの地方語もこの必要になってきているという状況でございます。そこで、各地方局において、それぞれの地域で信頼のおける通訳の方々を確保するというように努力しておりますが、今後、また扱う業務量が増えるにつれて、そういう点についての配慮を一層していく必要があると考えております。

それからまた、通訳以外に入管局職員の中でもある程度外国語を履習した者がおります。それはある程度は通訳というものを介さずに審査事務を行うということもできておりますので、そういう意味での職員の語学研修ということについても、現在までも努力しておりますが、引き続き配慮していく所存でございます。

○滝沢委員 大変結構であります。いささか抽象的なものですが、不安があるものであります。が、さつき古い例、よそ様の例を申しましたが、私もせんだって韓国に行きました。ほとほと参ってしまったのです。公の立場で招かれますと、何か一切うまくやってくれるものだから、つと行けるわけですが、一人で、個人の資格であります。こちらは韓国語がわかりませんから全く参つてしむのです。しかし、韓国さんともあるもの、が、日本語が話せるのがずっと各窓にいるのだけれども、おい君というくらいのことになっていないのかな、こう思いました。しかし、それは願ひて日本の立場に立ったならばいいかなものかと思ひます。

大体、英語ができる職員は何%ぐらい、何人とかそういうふうに、あるいはまたおっしゃる話を聞きますと、どうなんでしょう、通訳さんは平生そこにいらないけれども、待機していて言われ

ればおいで願えるようなことになっていくのでし
ようかね。そしてこういう法案を出しなされるので
ありますから、契約された通訳さんをこれだけふ
やすとかあるいは職員をこういうふうに対応しま
すというふうな、数字も含めた具体的な御説明は
できませんか。

○股野政府委員 まず通訳の全体の数字について
は私たまたま資料が手元にございせんが、委員
御指摘のとおり、各地域でそれぞれ地方入管局が
日ごろから通訳事務を依頼できる人たちのいわば
プールを持っておいて、そこからお願いしてお
る。最近では特に九州方面等において中国語の通訳
の必要が非常に増してきたというところから、通訳
の重要性が非常に増してきたことは事実でござ
います。私もそういう点は、これは財政当
局の御配慮もいただきまして、現在通訳について
支障がないように取り計らっているところでござ
います。

それから職員の語学研修でございます。これは
先生御指摘のとおり、英語については基本的なこ
とは皆ある程度知っていただければいけないとい
うことで、若いころからいろいろな段階での研修を
行うようにしておりますが、さらに本場の高度の
語学ができるような職員を養成するために、例え
ばこれまでであります日米会話学院等に百七十
一名の人間を研修に派遣をいたしておりますは
か、韓国語、中国語、ロシア語、タイ語、ベトナム
語、こういう言葉につきましてはそれぞれ職員
を研修に当てる、こういうことを行っております
ので、こういう努力も今後さらに重ねてまいりま
す。

○滝沢委員 大臣も御経験あるかもしれせん
が、よその国へ行って税関等で時間をとるのはほ
とんど参ってしまふんですよ。私はやはりこれは
国の玄関、国の顔だと思ひまして、私たちも仮に
よその会社、よそのお宅をお訪ねしたときに、最
初に出てきなされるのは社長さんでもありませんし
御主人でもありませんけれども、最初にお会いす
る人が不愉快でありますと、やはりその御家庭に

対し、その会社に対し、その団体に對してどうし
てもだめですわな。そういうものがあると思ひ
ますよ。言うなれば出入国の窓口というのは日本
の顔であります。この方々が、ああいひなな
よその国々の方に対していただけたら、その人た
ちが日本いいなという感じに入っていたら、その
だから、商行為であらうと、あるいは特に外交の
立場であらうと、観光、友人関係であらうとス
ムーズによくいくわけでありまして、本場に大事
だと思ふんです。このために私は、税金を惜しま
ぬ立場で十分に職員を配置して、お待たせしない
ように、そしていい対応ができるようにと思ふの
であります。これらについて具体的に何かこの
法案提出に当たって強化されるというお考えがあ
りますか。

○後藤國務大臣 お答えいたします。

ただいま滝沢委員御指摘の問題でございま
す。かつては日本の入管行政も決して諸外国に劣
るようなものではなかったと思つておりますが、
過去十年ぐらゐの間に出入国の数は倍以上にふえ
ておりますけれども、入管の職員はほとんどふえ
ていない、そういう状態でございます。したがつ
て、諸外国と比べましてそれにふさわしいもので
あるかどうかという点につきましては、私どもも
大変憂慮をいたしております。

したがって、これを改善いたしますために人
員、予算等の要求ももちろんいたさなければなら
ませんし、同時に入管職員の効率的な運用を図る
ための努力等につきましても、今後一層私どもと
しても努力をいたさなければならぬと思つてお
ります。そういう点から、我々も努力をいたし
ますが、ひとつ諸先生方の御努力も賜りたいと思
ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

○滝沢委員 大変ありがたうございました。ひと
つ世界に劣らぬ日本の心と精神、そして政策とい
うものを窓口で示されるように願ひたい。

そこで、特に御注意申し上げておきたいのは、
今も英語は最初からみんな、こうおっしゃいまし
たが、我々日本人は先入観として、近代の日本と

いうのは英米の白人に対しては大変な尊敬の念を
持つて接し、しかし有色人種については、これは
表現がどうか知りませんが、いささかこち
らが優位性を持ったような立場で接するものがあ
ると思ひます。それは大使館等の人員を見てい
ても明かかなことでもあります。しかし、今日日本を取り
巻く情勢というものはそういうものではない。殊
にアジアの諸国に対する配慮はもっともと大きく
なければならぬと思ふのであります。ひとつ
そういう偏見のないような対処をしようだいたし
たいというふうな希望を申し上げまして、質問を終
わります。

委員長ありがとうございました。大臣初め皆さ
ん御苦労さまでした。

○戸塚委員 安藤巖君。

○安藤委員 入管法の改正案について、引き続い
てお尋ねをします。

就労資格証明書の問題について先ほどからもい
ろいろ御議論がありました。私もこの就労資格証
明書の意義というのがよくわからないのです。こ
れは例えは今度の改正法案の別表一の二に記載
されている資格を持って入国された人ですね、そ
ういふ人たちがここに書かれてある以外の活動、
就労活動をされる場合にあらかじめ申請に基づい
て交付する、こういう資格のものです。

○米澤政府委員 お答えいたします。

委員の御指摘のところは、今回つくられます在
留資格の別表の第一の二にある在留資格のことを
まず前提に御質問と思ひますから、それに基づい
てお答えしますが、別表第一の二に羅列されてお
ります各在留資格はいろいろございまして、その
うちの一つの在留資格を持って日本に入られた方
が、その二の表の別の在留資格に当たるような活
動をして報酬を得ようとするようなことがあり
ますと、当然のことながら資格外活動の許可を必
要とするわけでありまして、したがって、問題
の就労資格証明書を発給いたします場合には、別
表第一の二の一覧表のうちのどの在留資格である
かを特定して、資格証明書を発給するということ

になります。

○安藤委員 そうしますと、その場合は資格外活
動の許可を受けて、その上で、この資格以外のこ
とができるのだというのを何か証明が疎明かし
て証明書をもらうという手続になるというふう
に理解をいたします。

そこで、そうしますと、もう一つ、就労しては
ならぬということで入国を認められた人たちが、い
わゆる留学、就学、研修、家族滞在。しかし留
学、就学については、これから法務大臣の許可を
得ればよいのだ、こういうような場合に、やはり
許可を受けるというのを前提にして就労資格証
明書、こういうのをもらって、そして就労するこ
とになるのかどうか。その場合は、具体的にこう
いう仕事ができますよということも就労資格証明
書の中に書き込まれるのかどうか、これはどうで
すか。

○米澤政府委員 例えは、留学の在留資格を持
つて日本においでになった方が、その学費を稼ぐた
めにアルバイトをするという場合には、委員御指
摘のように資格外活動の許可というのを受けるわ
けでございます。今度そういう制度にするわけ
でございますが、そして資格外活動の許可を受けま
す、その範囲内において就労することはできま
すから、当該留学生が必要だということではござ
いまして、当該本人の利益のためにその旨の就
労資格証明書を発給することになります。その場
合、当然、資格外活動許可申請に当たって、当該
留学生は、例えは本屋の店員としてアルバイトす
るのだというふうなことをお書きになるでしよ
うから、そういうふうな種類のアルバイトをなさ
るものとして就労資格証明書に記載をすることに
なるかと思ひます。

○安藤委員 そうすると、こういうような労働上
の腕といひますか技術なりなんなりを持って
いる、あるいは熟練を持っているというふうなこ
とではなくて、先ほどおっしゃったように、アル
バイトで本屋の店員さんをやるということでもい

というわけですが、そうすると今度はどこかの食堂の皿洗いをするというようなときはまた取り直さないといかぬわけですか。

○米澤政府委員 資格外活動の許可申請に当たって、労働の内容といいますが、アルバイト先の特定をどの程度していただくかまだ確定いたしておりませんけれども、ですから例え話で申し上げて恐縮なのですが、例えば留学生にふさわしいような業種のアルバイトを向こう一年間やりたいという種類の、そういった種の許可申請書であれば業種の特許は非常に難しくなります。そうしないです許可を与える場合もあり得ると思います。ですから、許可内容を就労資格証明書に書くというふうに御理解いただきたいと思っています。

○安藤委員 それではついでに、今の留学、就学は別表第一の四のとの関係でお尋ねしたのでありますが、その関係で研修というのがあります。この研修も技術の習得ということで、就労してはいけないということになっておるわけですね。研修をして、ある程度技術の習得ができて就労できるといふような段階になったときは、やはり就労資格証明書の申請をして就労することができ、こういうことになりませんか。

○米澤政府委員 委員の御質問に若干の混乱があるかと思いますが、

と申しますのは、今就労資格証明書をもらって就労することができるようになるのかという御質問のように承りましたが、就労資格証明書はあくまでも就労できる在留資格あるいは資格外活動の許可の結果として就労できる人であるということとを前提に出すものでございますから、就労資格証明書の有無によつて働ける働けないが決まるわけではございませんので、その点十分御理解いただきたいと思います。

それを前提にお話し申し上げますが、今、研修生として日本においでになって、研修期間まじめに研修を受けられた結果としてある程度の技術、技能をお持ちになった。そこでその段階で、自分はある会社でその技術を生かして就労したいのだ

という場合には、むしろ在留資格の変更申請をなさって、そして就職をなさる余地、道が開かれておりますから、もしそういうふうな在留資格の変更申請があつて、許可を受けられて就職が認められれば、その変更後の在留資格について就労資格証明書を出すことになろうかと思ひます。

ただし、研修制度については、先ほど来いろいろな委員の方から御指摘がありますように、乱用されないようにといひますか、研修という在留資格を悪用されないようないろいろな基準をつくっていかねばなりません。その基準の中で、原則的に現在考えておりますのは、研修を受けられた方が本国へお帰りになつてその技術、技能を生かして自分の母国の産業発展に寄与していただきたいという観点から技術移転をするのでございすから、我が国内において改めて就職されるというケースはどちらかといへば極めてレアケースになろうかと考えております。

○安藤委員 そうだろと私も思うのですが、この前、参考人の方々の御意見を拝聴いたしましたときに、研修には相当なコストがかかる、だから何か、見返りと言つてはなんですが、メリットがないとなかなか研修ということでは難しいのではないかとというようなお話がありました。だから、メリットということをお考えますと、研修をある期間させて、そして本国へ帰つてその研修の結果を生かす、これが本来の筋ですが、何かメリットを生かすためにその研修をさせた企業がその企業内で就労をさせるというふうなことだつて大いに出てくるのではないのかという気がするのです。

そうしますと、それは研修の程度というのいろいろありましようけれども、熱心というところまでいかなくても、二分の一の熱心あるいは三分の一の熱心でも一応研修は終わったということでもって資格外活動の申請をして、その許可を受けて、そして今度は就労資格証明書をもらつてそして働かせる、こういうふうなことだつてできるのではないのかという気がするのですが、そういう抜け穴ということは心配要りませんか。

○米澤政府委員 就労できない在留資格で本邦に在留される方が就労できる道が二つございすので、改めてちよつと説明させてもらひますが、委員は時として在留資格の変更のことをお指しになつてゐるのかあるいは部分的に資格外活動許可のことをお指しになつてゐるのか、ちよつと私、紛れておりますので、この二つの道があると思ひます。

研修生が技術、技能を習得して、我が国の会社でその技術、技能を生かして働きたいという希望をもしお持ちになれば、むしろ在留資格の変更、Aという在留資格、例えば研修からある種の会社への就職というふうなことで在留資格の変更になるうかと思ひますが、これは専ら変わつてしまふわけですね。それから、部分的にアルバイトみたいな場合、時間外にちよつと稼ごうというふうなことになる資格外活動の許可申請ということになります。

いずれにいたしましても、抜け道に使われやしないかという危惧、それは当然あり得るわけでございますので、その辺についての実態調査なり規制なりを十分やつていきたい。あくまで研修は技術移転をもつて当該外国人の母国あるいは本邦あるいは居住国の産業の発展に貢献していくことが日本国の責務だという観点から研修の在留資格を設けますので、大方は母国へ帰つていただいでして働いていただくということになります。

他方、参考人が、メリットがなければ研修になかなか民間企業としては協力できやうにないというふうな趣旨の御発言をなさつた由でございす。が、私の知る限りでは、それは例えばその外国人の本邦において部品工場がある、そして部品を本邦の工場であつていただくために技術移転をしておいて、そしてその部品を日本に輸入して、日本の企業がそれを生かして製品をつくるか、いろいろなメリットがあるわけでございます。あるいは、東南アジア諸国が経済的發展をすることに、かえつて日本との経済的均衡性を保持することができ、相互に経済的發展を図るという

メリットもあるわけですし、ですからそこに言われるメリットは、何も研修に名をかりた労働者を入れるということにのみ力点を置いてお話しなさつてゐるとは私は理解いたさないものであります。

○安藤委員 しかしさういふうまく運ばば万々歳だと思ひますが、往々にしてそのメリットは企業の論理というものが働く場合が多いのではないかと申すわけですね。そうしますと、せつかくこのように具体的に在留資格をいろいろ明示されて改正案をお出しになつたにしても、企業の論理に基づくメリットで、研修が終わつた、そして今度は在留資格の変更という方向へ使つていくことも大いにあり得るのではないかと。だから、その点についての本来の研修、技術移転といひますか、そういうものの趣旨が十分生かされるように入管当局でも御配慮をいただきたいということを要望しておきます。

それから別表第一の二にたくさん資格があるのですが、時間の関係でそうたくさんお尋ねするわけにいきませんけれども、その中の「技術」という欄があります。この「技術」の欄は一部内容を内容変更ということで改正案が出されておるわけですが、現行の第四条一項十二、十三も関係あるのですかね。主として十二ですね。これを見ますと「産業上の高度な又は特殊な技術又は技能を提供するために本邦の公私の機関により招へいされる者」、これが「技術」になろうかと思ひます。

あるいは十三が「熟練労働」。

十二の關係でいいますと「産業上の高度な又は特殊な技術又は技能を提供する」ということになつておるのですが、今度は改正案によると「理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務」というので、「特殊な」とかあるいは「高度な」というのがなくなつてゐるのです。となると、これはさういふ縛りというものもなくする、さういふ御趣旨だと私は受けとめておるのですが、さうなると、これも、今の研修じゃないですけども、さういふようなものではなくてもある程度のものであればそれでいいのだ

ということ、これは日本の相当大きな企業だと思ふのですけれども、これが考へて、技術者を入れるというふうなことになるのではないのかというのを懸念するのですが、どうですか。

○米澤政府委員 委員御指摘のように、この新しい方の「技術」につきましては、現行法の「産業上の」とか「高度な又は特殊な」という枠はめといますか、制約を取つておられます。

これは実は、統計を定かに覚えておりませんけれども、現行法の厳格な在留資格がございますために、年間二十数名しかこの在留資格で入つてきておりません。したがしまして、この在留資格、今の四条一項十二号は余り活用されていないわけでございます。

しかしながら、現在の産業界あるいはいろいろな商業界のニーズを考へてみますと、さらにいろいろな観点からの技術、技能を持った外国人が日本にやつてきてくれることによりまして、相互に競争をし、技術、技能の発展に貢献するというような御主張とか御要望がございます。それは少なくとも大企業に限つておるわけじゃございませんで、私どもの聞く限りにおきましては服飾関係の技術、技能もございます。これなどはほとんど中小企業の方が頑張つておられますし、電気溶接あるいはメッキ等もございますから、この技術、技能について若干の、前向きに枠を広げていくということは必ずしも大企業だけのメリットではないと私は思います。

それから、この「技術」の隣に「人文知識・国際業務」というのも在留資格に新しくなつてございしますが、いわゆる文化系の、あるいは知的なノウハウをもつていろいろな産業あるいは商業等に貢献される方も前向きに入れていく。このことが日本社会の将来の発展に大きく貢献すると考へて、枠を広げるためにつくつたものであります。

○安藤委員 ありがとうございます。時間が来ましたので、これで終わります。

○戸塚委員長 これにて本案に対する質疑は終局

いたしました。

○戸塚委員長 ただいま委員長の手元に、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対し、井出正一君外三名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の四派共同提案に係る修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。井出正一君。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○井出委員 私は、提出者を代表して、修正案の趣旨について御説明いたします。

修正案の内容につきましては、お手元に配付いたしておりますので、その朗読は省略させていただきます。

ただいま審査中の改正案においては、外国人の就労に關して就労資格証明書を設けることといたしております。しかし、この制度の導入に伴い、本来就労上の制限がなく就労資格の証明の必要のない者、例えば、多年本邦に在留している永住者等についても、就職等に際して就労資格証明書の提示等を求められることとなり、不利益を受けるおそれがあると思はれるのであります。

本修正案は、就労資格証明制度が、これらの者に對し不利益をもたらすことがないよう、訓示の規定を設け、その趣旨の徹底を図らうとするものであります。

以上が本修正案の趣旨であります。何とぞ本修正案に御賛同くださいますようお願いいたします。

○戸塚委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

た。

○戸塚委員長 これより討論に入ります。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案及びこれに對する修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、これを許します。安藤委員。

○安藤委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、出入国管理及び難民認定法改正案に對する反対討論を行います。

政府は、外国人労働者の受け入れ範囲を広げる方向をとるとしながらも、単純労働者については従来どおり、受け入れないという方針を貫き、「不法就労」の摘発・規制だけを強化しようとしております。しかし、こうした方向では、急増する外国人労働者問題を正しく解決することはできないと考へます。

日本の大企業は、アメリカの世界戦略を補完しながら、アジア諸国を中心にした発展途上国へ新植民地主義的に進出し、激しい収奪を行っているにすぎません。そのため日本で働かざるを得ない人々を、そのために諸国の貧困を一層深刻なものにしたいと考へる外国人労働者に対し、それを締め出すようなことは、あつてはならないことと考へます。日本政府の対応は、労働を目的とした国際的な移動の自由は原則的に認めるべきであるとして、ILO百四十三号条約の立場を否定するものとして、

今我が国に求められていることは、外国人労働者の急増を必然的にもたらしている内外の状況や国際的に確認されている原則を重視する立場に立つて対応することです。

反対の第一の理由は、本法案が、我が国政府が従来からとってきた単純労働者の入国は絶対に認めないとの姿勢を一層強化するために、いわゆる「不法就労」に對する罰則の新設、強化を行おうとしている点であります。罰則の新設、強化によつて、

ある程度「不法就労」に歯止めをかけることができるかもしれませんが、現在の経済と労働事情の実態を根本的に変えられるわけはなく、それどころか逆に暴力団の介入など規制逃れやその他悪質な行為を潜行させることになりかねません。さらに、現実には十万余人余とも言われる「不法就労者」を根こそぎ取り締まることは至難のわざであり、これをすべて強制退去で処理するというだけでは、相手国との関係でも到底受け入れられるものではありません。

また一方で、外国人労働者を入れさせよとの外圧をかかわすため、「研究」や「企業内転勤」「法律・会計業務」など多国籍企業やアメリカからの要望の強い部門の在留資格の新設などに見られるように、欧米等の経営者や技術者等に対しては門戸を広げる一方、逆に東南アジア、中近東などのいわゆる「単純労働者」は締め出すような便宜の差別的扱いも、認められるものではございません。

第二の理由は、不法就労助長罪の新設についてであります。「不法就労」をあっせんしている悪質なブローカーを厳しく取り締まることは当然必要であります。これは、現行法の中でも十分に取り締まることができるところであり、単純労働者締め出しのもとで新たな刑罰を設けることは、外国人を雇用している中小業者等に対しても同じ罰則で取り締まることになり、人手不足に悩む中小業者の営業に對する脅威になりかねないものであります。秩序ある受け入れ制度を確立した上で、悪質な違反者（雇い主）への罰則を設けよというのが、我が党の主張であります。

さらに、労働のできる在留資格を持つ外国人本人に對しても、その枠外の労働を許可なく行った場合の罰則を強化していますが、アルバイト等に厳し過ぎる制限を設けている現状のもとで、さらに外国人に對する処罰を拡大することとなり妥当ではありません。

第三の理由は、現在のいわゆる「不法就労者」問題についてであります。政府はこれらの人々に對し、強引に処罰し、退去強制しようとしておりま

すが、これでは問題は何ら解決せず、かえって深刻な生活権侵害と人権問題を惹起するおそれがあることは明らかであります。

今日、外国人の「不法就労」問題は看過できない状態にあります。現状において暴力団や悪質なあっせん業者の無法をはびこらせ、外国人労働者の無権利状態が野放しにされており、そのことから日本の労働者の労働条件や国民生活にまで悪影響を及ぼしかねない状態になっているのであります。これは、外国人単純労働者の導入拒否という態度をとり続けてきたことが大きな原因となっております。

政府はこれらの人々の人権を擁護する立場から、退去強制で事足りりとするのでなく、現状改善の緊急対策をとることこそが求められているのです。

労働者の国際的移動を原則的に認める立場に立つて、国際的にも通じる条件を整備するための具体策をとることは、政府に課された義務であります。政府は次の諸点について、直ちに具体的対策を検討すべきであります。すなわち、国籍による労働条件の差別を禁止している労働基準法第三条の遵守、二国間協定の締結、受け入れ枠の設定、滞在期間の限定などの施策を緊急に実施して秩序ある受け入れを行っていくことが、外国人単純労働者問題の正しい解決の道であると考えます。

なお、本改正案には、在留資格の整備で、従来法文上余り明確でない規定しかなかったのを活動内容を含めて具体的に法律で定めるようにして、法務大臣の裁量の範囲を極力少なくし、外国人にとってわかりやすくすることや入国審査手続を簡易・迅速化して上陸の利便を図っている点など改善点も含まれています。さらに、新設した罰則を法施行以前からの在留者には適用しない点など、在日朝鮮人を初め現に日本に在留している外国人の既得権の後退を防ぐ配慮もなされています。

しかし、これらの諸点を考慮しても、さきに述べた理由から、全体として本改正案に反対するものであります。

政府が、外国人「単純労働者」を締め出すというかたくなな姿勢を改めて、受け入れを原則的に認め、そのための条件を整備することを強く要求し、私の反対討論を終わります。

○戸塚委員長 これにて討論は終局いたしました。

○戸塚委員長 これより採決に入ります。
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案及び井出正一君外三名提出の修正案について採決いたします。

まず、井出正一君外三名提出の修正案について採決いたします。
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○戸塚委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。
これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○戸塚委員長 起立多数。よって、本案は修正可決すべきものと決しました。

○戸塚委員長 次に、ただいま可決いたしました出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対し、井出正一君外三名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の四派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。坂上富男君。

○坂上委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正

する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、次の諸点について格段の努力をすべしである。

一 就労資格証明書制度及び不法就労外国人の雇用主等に対する処罰規定の新設により、多年にわたり本邦に在留している外国人の就労を含む社会生活に不都合の生じることがないよう、事業主への指導・啓発に努めるなど十分配慮するとともに、より簡易に証明できる制度の在り方について検討すること。

二 雇用主等に対する処罰規定については、同規定が悪質な雇用主・あっせん者等の取締りの必要性から設けられた経緯にかんがみ、その運用に当たっては、いやしくも濫用にあたることのないよう、十分に配慮すること。

三 不法就労外国人といえどもその人権は保護されるべきであり、人道的観点から適切な措置がとられるよう十分に配慮すること。

四 特別な技術、技能又は知識を必要としないいわゆる単純労働者の受入れについては、国内の議論が多岐に分かれていることにかんがみ、その是非については広く国内各方面の意見を聴き極めつつ引き続き十分な検討を重ねること。

本案の趣旨につきましては、当委員会の質疑の過程で既に明らかとなっておりますので、省略いたします。

何とぞ本附帯決議案に御賛同くださるようお願い申し上げます。

○戸塚委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○戸塚委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、後藤法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。後藤法務大臣。

○後藤国務大臣 出入国管理及び難民認定法の一

部を改正する法律案につきましては、委員の皆様方に熱心に御審議いただき、ただいま可決されましたことを心からお礼申し上げます。

なお、ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしまして、今後とも努力を重ねていく所存でございます。

○戸塚委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと答へあり〕
○戸塚委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○戸塚委員長 この際、内閣提出、民事保全法案を議題といたします。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。後藤法務大臣。

民事保全法案
〔本号末尾に掲載〕

○後藤国務大臣 民事保全法案につきましては、その趣旨を御説明申し上げます。

現行法におきましては、仮差押え及び仮処分、すなわち民事保全の命令手続については民事訴訟法第六編に、その執行手続については民事執行法第三章にそれぞれ規定されております。民事訴訟法第六編は、明治時代に制定されたものであります

が、規定が簡素に過ぎるため実務の取り扱い上各種の不便を生じておりますとともに、判決手続によつて審理がされる場合におきましては、裁判に

至るまで相当の長期間を要し、特に迅速な処理が要請される民事保全の制度の趣旨に十分にながっているとは言えない実情にあります。また、現行法では、仮処分執行方法及び効力についての規定が十分でないことから、実務の取り扱い上各種の不便を生じているのみならず、適切な仮処分の効力が必ずしも確保されない場合があります。

そこで、この法律案は、民事訴訟法第六編と民事執行法第三章とを統合した民事保全の手続法としての単行法を制定し、当事者の手続上の地位を實質的に保障しつつ、命令手続の審理の適正迅速化並びに仮処分の執行方法及び効力の確立を図る等、民事保全の制度の改善を図ろうとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一は、命令手続の審理の適正迅速化を図ることであり、すなわち、現行法では、保全命令の申し立てについての審理については、一定の場合に決定手続によることが許容されているものの、判決手続に対する不服申し立てについての審理は、すべて判決手続によるものとされておりますが、審理の迅速化を図り、もって民事保全の制度に対する国民の信頼を確保するため、これを改め、すべての手続を決定手続とするものとしております。決定手続においては、口頭弁論による審理、審尋による審理、書面による審理のうち、事案の性質に応じて適切な審理方式を選択することができるととなり、審理の充実を図ることなくその迅速化を図ることが可能となるのであります。しかし、保全命令に対する不服申し立ての手続におきましては、当事者双方の主張及び立証の機会を確保する必要がありますので、口頭弁論または当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を開かなければならないものとし、審理の終了に当たってはその終結を当事者に告知しなければならぬものとしております。また、審理の充実及び迅速化のため、当事者の事務の補助等をする者に事実関係につき陳述させることができる制度、受命裁判官に

審尋を行わせることができる制度、証人等の尋問につき交互尋問の順序を変更することができる制度、保全命令に対する不服申し立ての事件において参考人等の審尋を行うことができる制度等を設けるものとしております。

第二は、利用頻度の高い仮処分につき、その執行方法及び効力を明確化するとともに、その改善を図っていることでもあります。まず、不動産に関する権利についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分については、その執行として処分禁止の登記をするものとし、債権者は、その被保全権利に係る登記をする場合には、原則として、処分禁止の登記におくられる第三者の登記を抹消することができるとするものと、これにより本来抹消されるべきでない登記を抹消された第三者が速やかに救済手段を講ずることができるようになるため、債権者は、第三者の登記を抹消する場合に、事前にその第三者にその旨の通知をしなければならぬものとしております。また、不動産に関する所有権以外の権利の設定登記請求権等を保全するための処分禁止の仮処分については、その執行として処分禁止の登記とともに保全仮登記をもするものとし、債権者は、保全仮登記の本登記をすることにより、処分禁止の登記におくられる第三者の登記を抹消することなく仮処分の目的を達することができるとしてしております。次に、物の引き渡しまたは明け渡しの請求権を保全するための占有移転禁止の仮処分につきましては、公示を伴うその執行が行われた場合には、債権者は、債務者に対する本案の債務名義に基づき、仮処分の執行後に占有を取得した第三者に対して、原則としてその物の引き渡し等の執行をすることができるとするものと、これにより本来その執行を受けるべきでない者に対して執行が開始された場合には、その者が速やかに救済を受けることができるようにするため、決定手続による簡易な救済方法を設けることとして、当事者間の利害の調整を図りつつ、この仮処分の効力の充実を図ることとしております。

第三は、保全命令の発令手続及び執行手続につき、解釈を統一し、新たな制度を設ける等の規定の整備をしていることでもあります。すなわち、一定の要件のもとに仮処分命令において解放金を定めることができること、不服申し立てに伴う執行停止等の裁判をすることができると及びいわゆる断行の仮処分が執行された後に不服申し立てに基づき仮処分命令が取り消される場合には、その決定において原状回復の裁判をすることができると等としております。

なお、この法律の制定に伴い、最高裁判所規則の制定及び関係府省令の整理等所要の手続を必要といたしますので、その期間を考慮いたしまして、この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、また、民事訴訟法及び民事執行法等の関係法律の所要の整理をし、必要な経過措置を定めております。

以上が、この法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○戸塚委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

次回は、来る二十一日火曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する修正案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十九条の次に一条を加える改正規定中第十九条の二に次の一項を加える。

2 何人も、外国人を雇用する等に際し、その者が行うことができる収入を伴う事業を運営する活

動又は報酬を受ける活動が明らかでない場合に、当該外国人が前項の文書を提示し又は提出しないことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

第六十七條の次に一条を加える改正規定中「第十九條の二」を「第十九條の二第一項」に改める。

民事保全法案

民事保全法

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 保全命令に関する手続

第一節 総則(第九条—第十一條)

第二節 保全命令

第一款 通則(第十二條—第十九條)

第二款 仮差押命令(第二十條—第二十二條)

第三款 仮処分命令(第二十三條—第二十五條)

第四節 保全異議(第二十六條—第三十六條)

第五節 保全取消し(第三十七條—第四十條)

第五節 保全抗告(第四十一條—第四十二條)

第三章 保全執行に関する手続

第一節 総則(第四十三條—第四十六條)

第二節 仮差押えの執行(第四十七條—第五十一條)

第三節 仮処分の執行(第五十二條—第五十七條)

第四章 仮処分の効力(第五十八條—第六十五條)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 民事訴訟の本案の権利の実現を保全するための仮差押え及び係争物に関する仮処分並びに民事訴訟の本案の権利関係につき仮の地位を定めるための仮処分(以下「民事保全」と総称する。)については、他の法令に定めるもののほ

か、この法律の定めるところによる。

(民事保全の機関及び保全執行裁判所)

第二条 民事保全の命令(以下「保全命令」という。)は、申立てにより、裁判所が行う。

2 民事保全の執行(以下「保全執行」という。)は、申立てにより、裁判所又は執行官が行う。

3 裁判所が行う保全執行に関してはこの法律の規定により執行処分を行うべき裁判所をもって、執行官が行う保全執行の執行処分に関してはその執行官の所属する地方裁判所をもって保全執行裁判所とする。

(任意的口頭弁論)

第三条 民事保全の手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないことができる。

(担保の提供)

第四条 この法律の規定により担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所又は保全執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は担保を立てるべきことを命じた裁判所が相当と認める有価証券を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。

2 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第百十三條、第百十五條及び第百十六條の規定は、前項の担保について準用する。

(事件の記録の閲覧等)

第五条 保全命令に関する手続又は保全執行に関する裁判所が行う手続について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、債権者以外の者にあつては、保全命令の申立てに口頭弁論若しくは債務者と呼び出す審尋の期日の指定があり、又は債務者に対する保全命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、裁判所の執務

に支障があるときは、事件の記録の閲覧又は謄写を請求することができない。

(専属管轄)

第六条 この法律に規定する裁判所の管轄は、專屬とする。

(民事訴訟法の準用)

第七条 特別の定めがある場合を除き、民事保全の手続に関しては、民事訴訟法の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第八条 この法律に定めるもののほか、民事保全の手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二章 保全命令に関する手続

第一節 総則

(釈明処分の特例)

第九条 裁判所は、争ひに係る事実関係に關し、当事者の主張を明瞭にさせる必要があるときは、口頭弁論又は審尋の期日において、当事者のため事務を処理し、又は補助する者で、裁判所が相当と認めるものに陳述をさせることができる。

(受命裁判官による審尋)

第十条 裁判所は、審尋をする場合には、受命裁判官にこれを行わせることができる。

(証人等の尋問の順序)

第十一条 裁判所は、証人を尋問する場合において適當と認めるときは、当事者の意見を聴いて、民事訴訟法第二百九十四條第一項及び第二項の尋問の順序を変更することができる。この場合においては、同法第二百九十五條の規定を準用する。

2 前項の規定は、鑑定人又は当事者本人を尋問する場合について準用する。

第二節 保全命令

第一款 通則

(管轄裁判所)
第十二條 保全命令事件は、本案の管轄裁判所又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所

在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

2 本案の管轄裁判所は、第一審裁判所とする。ただし、本案が控訴審に係属するときは、控訴裁判所とする。

3 仮に差し押さえるべき物又は係争物が債権(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第四百十三條に規定する債権をいう。以下この条において同じ。)であるときは、その債権は、その債権の債務者(以下「第三債務者」という。)の普通裁判籍の所在地にあるものとする。ただし、船舶(同法第四百二十二條に規定する船舶をいう。以下同じ。)又は動産(同法第二百二十二條に規定する動産をいう。以下同じ。)の引渡しを目的とする債権及び物上の担保権により担保される債権は、その物の所在地にあるものとする。

4 前項本文の規定は、仮に差し押さえるべき物又は係争物が民事執行法第六十七條第一項に規定する財産権(以下「その他の財産権」という。)で第三債務者又はこれに準ずる者があるものである場合(次項に規定する場合を除く。)について準用する。

5 仮に差し押さえるべき物又は係争物がその他の財産権で権利の移転について登記又は登録を要するものであるときは、その財産権は、その登記又は登録の地にあるものとする。

(申立て及び疎明)

第十三條 保全命令の申立ては、その趣旨並びに保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性を明らかにして、これをしなければならぬ。

2 保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性は、疎明しなければならない。

3 前項の規定による疎明は、保証金の供託又は主張が真実である旨の宣誓をもって、これに代えることができる。

(保全命令の担保)

第十四條 保全命令は、担保を立てさせて、若しくは相当と認める一定の期間内に担保を立てることを保全執行の実施の条件として、又は担保を立てさせないで発することができる。

2 前項の担保を立てる場合において、遅滞なく第四條第一項の供託所に供託することが困難な事由があるときは、裁判所の許可を得て、債権者の住所地又は事務所の所在地その他裁判所が相当と認める地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に供託することができる。

(裁判長の権限)

第十五條 保全命令は、急迫の事情があるときに限り、裁判長が発することができる。

(決定の理由)

第十六條 保全命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

(送達)

第十七條 保全命令は、当事者に送達しなければならない。

(保全命令の申立ての取下げ)

第十八條 保全命令の申立てを取り下げるには、保全異議又は保全取消しの申立てがあつた後においても、債務者の同意を得ることを要しない。

(却下の裁判に対する即時抗告)

第十九條 保全命令の申立てを却下する裁判に対しては、債権者は、告知を受けた日から二週間の不變期間内に、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告を却下する裁判に対しては、更に抗告をすることができる。

3 第十六條本文の規定は、第一項の即時抗告についての決定について準用する。

第二款 仮差押命令

(仮差押命令の必要性)

第二十條 仮差押命令は、金銭の支払を目的とする債権について、強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき、又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる。

2 仮差押命令は、前項の債権が条件付又は期限付である場合においても、これを発することができる。

できる。

(仮差押命令の対象)

第二十一条 仮差押命令は、特定の物について発しななければならない。ただし、動産の仮差押命令は、目的物を特定しないで発することができる。

(仮差押解放金)

第二十二条 仮差押命令においては、仮差押えの執行の停止を得るため、又は既にした仮差押えの執行の取消しを得るために債務者が供託すべき金銭の額を定めなければならない。

2 前項の金銭の供託は、仮差押命令を発した裁判所又は保全執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない。

第三款 仮処分命令

(仮処分命令の必要性)

第二十三条 係争物に関する仮処分命令は、その現状の変更により、債権者が権利を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる。

2 仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができる。

3 第二十条第二項の規定は、仮処分命令について準用する。

(仮処分の方法)

第二十四条 裁判所は、仮処分命令の申立ての目的を達するため、債務者に対し一定の行為を命じ、若しくは禁止し、若しくは給付を命じ、又は保管人に目的物を保管させる処分その他の必要な処分をすることができる。

(仮処分解放金)

第二十五条 裁判所は、保全すべき権利が金銭の支払を受けることをもってその行使の目的を達することができるものであるときに限り、債権者の意見を聴いて、仮処分の執行の停止を得る

ため、又は既にした仮処分の執行の取消しを得るために債務者が供託すべき金銭の額を仮処分命令において定めることができる。

2 第二十条第二項の規定は、前項の金銭の供託について準用する。

第三節 保全異議

(保全異議の申立て)

第二十六条 保全命令に対しては、債務者は、その命令を発した裁判所に保全異議を申し立てることができる。

(保全執行の停止の裁判等)

第二十七条 保全異議の申立てがあつた場合において、保全命令の取消しの原因となるべき事情及び保全執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があつたときに限り、裁判所は、申立てにより、保全異議の申立てについての決定において第三項の規定による裁判をするまでの間、担保を立てさせて、又は担保を立てることを条件として保全執行の停止又は既にした執行処分の取消しを命ずることができる。

2 抗告裁判所が保全命令を発した場合において、事件の記録が原裁判所に存するときは、その裁判所も、前項の規定による裁判をすることができる。

3 裁判所は、保全異議の申立てについての決定において、既にした第一項の規定による裁判を取り消し、変更し、又は認可しなければならない。

4 第一項及び前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができる。

5 第十三条第三項の規定は第一項の疎明について、第十五条の規定は第一項の規定による裁判について準用する。

(事件の移送)

第二十八条 裁判所は、保全異議事件につき著しい損害又は遅滞を避けるために必要があるときは、申立てにより又は職権で、当該保全命令事件につき管轄権を有する他の裁判所に事件を移

送することができる。

(保全異議の審理)

第二十九条 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会ふことができる審尋の期日を経なければ、保全異議の申立てについての決定をすることができない。

(参考人等の審尋)

第三十条 裁判所は、当事者双方が立ち会ふことができない審尋の期日において参考人又は当事者本人を審尋することができる。ただし、参考人については、当事者が申し出た者に限る。

(審理の終結)

第三十一条 裁判所は、審理を終結するには、相対の猶予期間を置いて、審理を終結する日を決定しなければならない。ただし、口頭弁論又は当事者双方が立ち会ふことができる審尋の期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができる。

(保全異議の申立てについての決定)

第三十二条 裁判所は、保全異議の申立てについての決定においては、保全命令を認可し、変更し、又は取り消さなければならない。

2 裁判所は、前項の決定において、相当と認め一定の期間内に債権者が担保を立てること又は第十四条第一項の規定による担保の額を増加した上、相当と認める一定の期間内に債権者がその増加額につき担保を立てることを保全執行の実施又は続行の条件とする旨を定めることができる。

3 裁判所は、第一項の規定による保全命令を取り消す決定について、債務者が担保を立てることを条件とすることができる。

4 第十六条本文及び第十七条の規定は、第一項の決定について準用する。

(原状回復の裁判)

第三十三条 仮処分命令に基づき、債権者が物の引渡し若しくは明渡し若しくは金銭の支払を受け、又は物の使用若しくは保管をしているときは、裁判所は、債務者の申立てにより、前条第

一項の規定により仮処分命令を取り消す決定において、債権者に対し、債務者が引き渡し、若しくは明け渡した物の返還、債務者が支払った金銭の返還及びこの金銭に対するその受領の時の法定利率による利息の支払又は債権者が使用若しくは保管をしている物の返還を命じなければならない。

(保全命令を取り消す決定の効力)

第三十四条 裁判所は、第三十二条第一項の規定により保全命令を取り消す決定において、その送達を受けた日から二週間を超えない範囲内で相当と認める一定の期間を経過しなければその決定の効力が生じない旨を宣言することができる。ただし、その決定に対して保全抗告をすることができないときは、この限りでない。

(保全異議の申立ての取下げ)
第三十五条 保全異議の申立てを取り下げるには、債権者の同意を得ることを要しない。

(判事補の権限の特例)

第三十六条 保全異議の申立てについての裁判は、判事補が単独ですることができない。

第四節 保全取消

(本案の訴えの不起訴等による保全取消)
第三十七条 保全命令を発した裁判所は、債務者の申立てにより、債権者に対し、相当と認める一定の期間内に、本案の訴えを提起するとともにその提起を証する書面を提出し、既に本案の訴えを提起しているときはその係属を証する書面を提出すべきことを命じなければならない。

2 前項の期間は、二週間以上でなければならない。

3 債権者が第一項の規定により定められた期間内に同項の書面を提出しなかったときは、裁判所は、債務者の申立てにより、保全命令を取り消さなければならない。

4 第一項の書面が提出された後に、同項の本案の訴えが取り下げられ、又は却下された場合には、その書面を提出しなかったものとみなす。

5 第一項及び第三項の規定の適用については、

本案が家事審判法（昭和二十二年法律第五百十二号）第十八条第一項に規定する事件であるときは家庭裁判所に対する調停の申立てを、本案に關し仲裁契約があるときは仲裁手続の開始の手続を、本案が公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）第二条に規定する公害に係る被害についての損害賠償の請求に關する事件であるときは同法第四十二条の十二第一項に規定する損害賠償の責任に關する裁定（次項において「責任裁定」という。）の申請を本案の訴えの提起とみなす。

6 前項の調停の事件、同項の仲裁手続又は同項の責任裁定の手続が調停の成立、仲裁判断又は責任裁定（公害紛争処理法第四十二条の二十四第二項の当事者間の合意の成立を含む。）によらないで終了したときは、債権者は、その終了の日から第一項の規定により定められた期間と同一の期間内に本案の訴えを提起しなければならぬ。

7 第三項の規定は債権者が前項の規定による本案の訴えの提起をしなかつた場合について、第四項の規定は前項の本案の訴えが提起された後にその訴えが取り下げられ、又は却下された場合について準用する。

8 第十六条本文及び第十七条の規定は、第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定による決定について準用する。

（事情の変更による保全取消し）
第三十八条 保全すべき権利若しくは権利関係又は保全の必要性の消滅その他の事情の変更があるときは、保全命令を發した裁判所又は本案の裁判所は、債務者の申立てにより、保全命令を取り消すことができる。

2 前項の事情の変更は、疎明しなければならぬ。

3 第十三条第三項の規定は前項の規定による疎明について、第十六条本文、第十七条並びに第三十二条第二項及び第三項の規定は第一項の申立てについての決定について準用する。

（特別の事情による保全取消し）
第三十九条 仮処分命令により償うことができない損害を生ずるおそれがあるときその他の特別の事情があるときは、仮処分命令を發した裁判所又は本案の裁判所は、債務者の申立てにより、担保を立てることを条件として仮処分命令を取り消すことができる。

2 前項の特別の事情は、疎明しなければならぬ。

3 第十三条第三項の規定は前項の規定による疎明について、第十六条本文及び第十七条の規定は第一項の申立てについての決定について準用する。

（保全異議の規定の準用等）
第四十条 第二十七条から第三十一条まで及び第三十三条から第三十六条までの規定は、保全取消しに關する裁判について準用する。ただし、第二十七条から第三十一条まで、第三十三条、第三十四条及び第三十六条の規定は、第三十七条第一項の規定による裁判については、この限りでない。

2 前項において準用する第二十七条第一項の規定による裁判は、保全取消しの申立てが保全命令を發した裁判所以外の本案の裁判所にされた場合において、事件の記録が保全命令を發した裁判所に存するときは、その裁判所も、これを行うことができる。

第五節 保全抗告
（保全抗告）
第四十一条 保全異議又は保全取消しの申立てについての裁判（第三十三条（前条第一項）において準用する場合を含む。）の規定による裁判を含む。）に対しては、その送達を受けた日から二週間の不変期間内に、保全抗告をすることができ、ただし、抗告裁判所が發した保全命令に対する保全異議の申立てについての裁判に対しては、この限りでない。

2 原裁判所は、保全抗告を受けた場合には、保全抗告の理由の有無につき判断しないで、事件

を抗告裁判所に送付しなければならない。

3 保全抗告についての裁判に対しては、更に抗告をすることができない。

4 第十六条本文、第十七条並びに第三十二条第二項及び第三項の規定は保全抗告についての決定について、第二十七条第一項、第四項及び第五項、第二十九条から第三十一条まで並びに第三十三条の規定は保全抗告に關する裁判について、民事訴訟法第四百二十九条の規定は保全抗告をすることができ裁判が確定した場合について準用する。

5 前項において準用する第二十七条第一項の規定による裁判は、事件の記録が原裁判所に存するときは、その裁判所も、これを行うことができる。

（保全命令を取り消す決定の効力の停止の裁判）
第四十二条 保全命令を取り消す決定に対して保全抗告があつた場合において、原決定の取消しの原因となるべき事情及びその命令の取消しにより償うことができない損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、保全抗告についての裁判をするまでの間、担保を立てさせて、又は担保を立てることを条件として保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずることができる。

2 第十三条第三項の規定は前項の疎明について、第十五条、第二十七条第四項及び前条第五項の規定は前項の規定による裁判について準用する。

第三章 保全執行に關する手続
第一節 総則
（保全執行の要件）
第四十三条 保全執行は、保全命令の正本に基づいて実施する。ただし、保全命令に表示された当事者以外の者に対し、又はその者のためにする保全執行は、執行文の付された保全命令の正本に基づいて実施する。

2 保全執行は、債権者に対して保全命令が送達された日から二週間を経過したときは、これを

してはならない。

3 保全執行は、保全命令が債務者に送達される前であっても、これを行うことができる。

（追加担保を提供しないことによる保全執行の取消し）
第四十四条 第三十二条第二項（第三十八条第三項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により担保を立てることを保全執行の続行の条件とする旨の裁判があつたときは、債権者は、第三十二条第二項の規定により定められた期間内に担保を立てたことを証する書面をその期間の末日から一週間以内に保全執行裁判所又は執行官に提出しなければならない。

2 債権者が前項の規定による書面の提出をしなかつた場合において、債務者が同項の裁判の正本を提出したときは、保全執行裁判所又は執行官は、既にした執行処分を取り消さなければならない。

3 民事執行法第四十条第二項の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合について準用する。

（第三者異議の訴えの管轄裁判所の特例）
第四十五条 高等裁判所が保全執行裁判所としてした保全執行に対する第三者異議の訴えは、仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

（民事執行法の準用）
第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第五条から第十四条まで、第十六条、第十八条、第二十三条第一項、第二十六条、第二十七条第二項、第二十八条、第三十条第二項、第三十二条から第三十四条まで、第三十六から第三十八条まで、第三十九条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行について準用する。

第二節 仮差押えの執行
（不動産に対する仮差押えの執行）

第四十七條 民事執行法第四十三條第一項に規定

する不動産（同条第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。）に対する仮差押えの執行は、仮差押えの登記をする方法又は強制管理の方法により行ふ。これらの方法は、併用することができる。

2 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行については、仮差押命令を發した裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。

3 仮差押えの登記は、裁判所書記官が囑託する。

4 強制管理の方法による仮差押えの執行においては、管理人は、次項において準用する民事執行法第七條第一項の規定により計算した配当等に充てるべき金銭を供託し、その事情を保全執行裁判所に届け出なければならない。

5 民事執行法第四十六條第二項、第四十七條第一項、第四十八條第二項、第五十三條及び第五十四條の規定は仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行について、同法第四十四條、第四十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項、第四十七條第一項、第二項、第四項本文及び第五項、第四十八條、第五十三條、第五十四條、第九十三條から第九十四條まで、第九十六條並びに第九十七條第一項の規定は強制管理の方法による仮差押えの執行について準用する。

（船舶に対する仮差押えの執行）

第四十八條 船舶に対する仮差押えの執行は、仮差押えの登記をする方法又は執行官に対し船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書（以下この条において「船舶国籍証書等」という。）を取り上げて保全執行裁判所に提出すべきことを命ずる方法により行ふ。これらの方法は、併用することができる。

2 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行は仮差押命令を發した裁判所が、船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行は船舶の所在地を管轄する地方裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。

3 前条第三項並びに民事執行法第四十六條第二

項、第四十七條第一項、第四十八條第二項、第五十三條及び第五十四條の規定は仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行について、同法第四十五條第三項、第四十七條第一項、第五十三條、第九十六條及び第九十八條の規定は船舶国籍証書等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行について準用する。

（不動産に対する仮差押えの執行）

第四十九條 不動産に対する仮差押えの執行は、執行官が目的物を占有する方法により行ふ。

2 執行官は、仮差押えの執行に係る金銭を供託しなければならない。仮差押えの執行に係る手形、小切手その他の金銭の支払を目的とする有価証券でその権利の行使のため定められた期間内に引受け若しくは支払のための提示又は支払の請求を要するものについて執行官が支払を受けた金銭についても、同様とする。

3 仮差押えの執行に係る不動産について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、民事執行法の規定による不動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その売得金を供託しなければならない。

4 民事執行法第二百三十三條から第二百二十九條まで、第三百一十一條、第三百二十二條及び第三百三十一條の規定は、不動産に対する仮差押えの執行について準用する。

（債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行）

第五十條 民事執行法第四十三條に規定する債権に対する仮差押えの執行は、保全執行裁判所が第三債務者に対し債務者への弁済を禁止する命令を發する方法により行ふ。

2 前項の仮差押えの執行については、仮差押命令を發した裁判所が、保全執行裁判所として管轄する。

3 第三債務者が仮差押えの執行がされた金銭の支払を目的とする債権の額に相当する金銭を供託した場合に、債務者が第二十二條第一項の規定により定められた金銭の額に相当する金銭を供託したものとなす。ただし、その金銭の額を超える部分については、この限りでない。

4 第一項及び第二項の規定は、その他の財産権

に対する仮差押えの執行について準用する。

5 民事執行法第四十五條第二項から第五項まで、第九十六條から第九十三條まで、第九十六條及び第九十七條の規定は、第一項の債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。

（仮差押解放金の供託による仮差押えの執行の取消し）

第五十一條 債務者が第二十二條第一項の規定により定められた金銭の額に相当する金銭を供託したことを証明したときは、保全執行裁判所は、仮差押えの執行を取り消さなければならない。

2 前項の規定による決定は、第四十六條において準用する民事執行法第十二條第二項の規定にかかわらず、即時にその効力を生ずる。

第三節 仮差押えの執行

（仮差押えの執行）

第五十二條 仮差押えの執行については、この節に定めるもののほか、仮差押えの執行又は強制執行の例による。

2 物の給付その他の行為又は不作為を命ずる仮差押えの執行については、仮差押命令を債務名義とみなす。

（不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮差押えの執行）

第五十三條 不動産に関する権利についての登記（仮登記を除く。）を請求する権利（以下「登記請求権」という。）を保全するための処分禁止の仮差押えの執行は、処分禁止の登記をする方法により行ふ。

2 不動産に関する所有権以外の権利の保存、設定又は変更についての登記請求権を保全するた

めの処分禁止の仮差押えの執行は、前項の処分禁

止の登記とともに、仮差押えによる仮登記（以下「保全仮登記」という。）をする方法により行ふ。

3 第四十七條第二項及び第三項並びに民事執行法第四十八條第二項、第五十三條及び第五十四條の規定は、前二項の処分禁止の仮差押えの執行について準用する。

（不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するための処分禁止の仮差押えの執行）

第五十四條 前条の規定は、不動産に関する権利以外の権利で、その処分の制限につき登記又は登録を対抗要件又は効力発生要件とするものについての登記（仮登記を除く。）又は登録（仮登録を除く。）を請求する権利を保全するための処分禁止の仮差押えの執行について準用する。

（建物収去土地明渡請求権を保全するための建物の処分禁止の仮差押えの執行）

第五十五條 建物の収去及びその敷地の明渡しの請求権を保全するため、その建物の処分禁止の仮差押命令が發せられたときは、その仮差押の執行は、処分禁止の登記をする方法により行ふ。

2 第四十七條第二項及び第三項並びに民事執行法第四十八條第二項、第五十三條及び第五十四條の規定は、前項の処分禁止の仮差押の執行について準用する。

（法人の代表者の職務執行停止の仮差押え等の登記の囑託）

第五十六條 法人を代表する者その他法人の役員として登記された者について、その職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮差押命令又はその仮差押命令を変更し、若しくは取り消す決定がされた場合には、裁判所書記官は、法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所所在地の登記所にその登記を囑託しなければならない。ただし、これらの事項が登記すべきものでないときは、この限りでない。

(仮処分解放金の供託による仮処分の執行の取
消し)

第五十七条 債務者が第二十五条第一項の規定に
より定められた金銭の額に相当する金銭を供託
したことを証明したときは、保全執行裁判所
は、仮処分の執行を取り消さなければならない
い。

2 第五十一条第二項の規定は、前項の規定によ
る決定について準用する。

第四章 仮処分の効力

(不動産の登記請求権を保全するための処分禁
止の仮処分の効力)

第五十八条 第五十三条第一項の処分禁止の登記
の後にされた登記に係る権利の取得又は処分の
制限は、同項の仮処分の債権者が保全すべき登
記請求権に係る登記をする場合には、その登記
に係る権利の取得又は消滅に抵触する限度にお
いて、その債権者に対抗することができない。

2 前項の場合においては、第五十三条第一項の
仮処分の債権者(同条第二項の仮処分の債権者
を除く)は、同条第一項の処分禁止の登記に後
れる登記を抹消することができる。

3 第五十三条第二項の仮処分の債権者が保全す
べき登記請求権に係る登記をするには、保全仮
登記に基づく本登記をする方法による。

4 第五十三条第二項の仮処分の債権者は、前項
の規定により登記をする場合において、その仮
処分により保全すべき登記請求権に係る権利が
不動産の使用又は収益をするものであるとき
は、不動産の使用若しくは収益をする権利(所
有権を除く)又はその権利を目的とする権利の
取得に関する登記で、同条第一項の処分禁止の
登記に後れるものを抹消することができる。

(登記の抹消の通知)

第五十九条 仮処分の債権者が前条第二項又は第
四項の規定により登記を抹消するには、あらか
じめ、その登記の権利者に対し、その旨を通知
しなければならない。

2 前項の規定による通知は、これを発する時の

同項の権利者の登記簿上の住所又は事務所にあ
てて発することができる。この場合には、その
通知は、遅くとも、これを発した日から一週間
を経過した時に到達したものとなす。

(仮処分命令の更正等)

第六十条 保全仮登記に係る権利の表示がその保
全仮登記に基づく本登記をすべき旨の本案の債
務名義における権利の表示と符合しないとき
は、第五十三条第二項の処分禁止の仮処分の命
令を発した裁判所は、債権者の申立てにより、
その命令を更正しなければならない。

2 前項の規定による更正決定に対しては、即時
抗告をすることができる。

3 第一項の規定による更正決定が確定したとき
は、裁判所書記官は、保全仮登記の更正を囑託
しなければならない。

(不動産に関する権利以外の権利についての登
記又は登録請求権を保全するための処分禁止の
仮処分の効力)

第六十一条 前三条の規定は、第五十四条に規定
する処分禁止の仮処分の効力について準用す
る。

(占有移転禁止の仮処分の効力)

第六十二条 物の引渡し又は明渡しの請求権を保
全するため、債務者に対し、その物の占有の移
転を禁止し、及びその占有を解いて執行官に引
渡すべきことを命ずるとともに、執行官にそ
の物の保管をさせ、かつ、債務者がその物の占
有の移転を禁止されている旨及び執行官がその
物を保管している旨を執行官に公示させること
を内容とする仮処分の執行がされたときは、債
権者は、本案の債務名義に基づき、その執行が
されたことを知ってその物を占有した者に対
し、その物の引渡し又は明渡しの強制執行をす
ることができる。仮処分の執行後にその執行が
されたことを知らないで債務者の占有を承継し
た者に対しても、同様とする。

2 前項の仮処分の執行後に当該物を占有した者
は、その執行がされたことを知って占有したも
のと推定する。

(執行文の付与に対する異議の申立ての理由)

第六十三条 前条第一項の本案の債務名義につき
同項の債務者以外の者に対する執行文が付与さ
れたときは、その者は、執行文の付与に対する
異議の申立てにおいて、債権者に対抗すること
ができる権限により当該物を占有しているこ
と、又はその仮処分の執行がされたことを知ら
ず、かつ、債務者の占有の承継人でないことを
理由とすることができる。

(建物収去土地明渡請求権を保全するための建
物の処分禁止の仮処分の効力)

第六十四条 第五十五条第一項の処分禁止の登記
がされたときは、債権者は、本案の債務名義に
基づき、その登記がされた後に建物を譲り受け
た者に対し、建物の収去及びその敷地の明渡し
の強制執行をすることができる。

(詐害行為取消権を保全するための仮処分にお
ける解放金に対する権利の行使)

第六十五条 民法(明治二十九年法律第八十九号)
第四百二十四条第一項の規定による詐害行為取
消権を保全するための仮処分命令において定め
られた第二十五条第一項の金銭の額に相当する
金銭が供託されたときは、同法第四百二十四条
第一項の債務者は、供託金の還付を請求する権
利(以下「還付請求権」という)を取得する。こ
の場合において、その還付請求権は、その仮処
分の執行が第五十七条第一項の規定により取り
消され、かつ、保全すべき権利についての本案
の判決が確定した後に、その仮処分の債権者が
同法第四百二十四条第一項の債務者に対する債
務名義によりその還付請求権に対し強制執行を
するときに限り、これを行使することができる。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(民事訴訟法の一部改正)
第二条 民事訴訟法の一部を次のように改正す
る。

民事訴訟法目録中「第五編ノ三判決ノ確定
及ビ執行停止」を「第六編 判決ノ確定及ビ執
行停止」に改める。
第三百九十三条第三項及び第四百九条ノ二第
二項を削る。
第四百九条ノ三ただし書中「前条第一項」を
「同条」に改める。
第四百九条ノ三中「第四百九条ノ二第一項」
を「第四百九条ノ二」に改める。
第五百十三条第一項中「及ビ次編」を削り、
「負ハシメ又ハ保証ヲ立テ若クハ供託ヲ為スコ
トヲ許シタル場合」を「負ハシメタル場合」に改
める。

第六編の編名を削り、第五百十四條から第七
百六十三條までを次のように改める。
第五百十四條乃至第七百六十三條 削除
第七百六十三條ノ二を削る。
第五編ノ三を第六編とする。

(民事執行法の一部改正)
第三条 民事執行法の一部を次のように改正す
る。

「第二章 強制執行(第二十二條―第二百
目次中 第三章 仮差押え及び仮処分の執行
第四章 担保権の実行としての競売
第五章 罰則(第二百九十六條―第二百九
七十三條)」を「第三章 強制執行(第二百一
條―第二百九十五條)」と改める。
「第二百九十五條」に改める。

「第一章 仮差押え及び仮処分の執行」を削
り、「並びに」を「及び」に改める。
第三十條第二項中「公文書により証明した」を

「第二百九十五條」に改める。

「証する文書を提出した」に改める。

第八十七條第一項第四号中「登記された」を「登記(民事保全法(平成元年法律第 号)第五十三條第二項に規定する仮処分による仮登記を含む)がされた」に改める。

第九十一條第一項第三号中「第三十九條第一項第七号」の下に「又は第八十三條第一項第六号」を加え、同項第五号中「先取特権等が仮登記された」を「先取特権等につき仮登記又は民事保全法第五十三條第二項に規定する仮処分による仮登記がされた」に改める。

第四百一十一條第一項第三号中「第三十九條第一項第七号」の下に「又は第八十三條第一項第六号」を加え、同項第五号中「先取特権等が仮登記された」を「先取特権等につき仮登記又は民事保全法第五十三條第二項に規定する仮処分による仮登記がされた」に改める。

第六百六十二條の見出し中「引渡請求権」の下に「の差押命令」を加える。

第三章の章名を削り、第七百七十四條から第八十條までを次のように改める。

第七百七十四條から第八十條まで 削除

第八十三條第一項第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 不動産競売の停止及び執行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の謄本

六 不動産競売の停止の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の謄本

第八十三條第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

第九十三條第二項中「担保権の実行及び行使について」の下に「第四百六十六條第二項」を加え、「同項」を「前項」に改める。

第四章を第三章とし、第五章を第四章とする。

(民事訴訟法及び民事執行法の一部改正に伴う経過措置)

第四條 この法律の施行前にした仮差押え又は仮処分の命令の申請に係る仮差押え又は仮処分の事件については、なお従前の例による。

(人事訴訟手続法の一部改正)

第五條 人事訴訟手続法(明治三十一年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第十六條中「民事訴訟法第七百五十六條乃至第七百六十三條」を「仮ノ地位ヲ定ムル仮処分ニ関スル民事保全法(平成元年法律第 号)」に改める。

(人事訴訟手続法の一部改正に伴う経過措置)

第六條 この法律の施行前にした人事訴訟手続法第十六條に規定する仮処分の命令の申請に係る仮処分の事件については、なお従前の例による。

(不動産登記法の一部改正)

第七條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

仮処分ノ債権者ガ其仮処分ノ債務者ヲ登記義務者トシテ其權利ノ移転又ハ消滅ニ付キ登記(仮登記ヲ除ク)ヲ申請スル場合ニ之ヲ準用ス

前條第三項ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル同條第一項ノ規定ニ依リ仮処分ノ登記ニ後レル登記ヲ抹消シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四百六十六條ノ四 不動産ノ使用又ハ収益ヲ為ス權利ニ付キ保全仮登記ヲ為シタル後本登記ヲ申請スル場合ニ於テハ其保全仮登記ニ係ル仮処分ノ債権者ノミニテ所有權以外ノ不動産ノ使用若クハ収益ヲ為ス權利又ハ其權利ヲ目的トスル權利ニ関スル登記ニシテ其仮処分ノ登記ニ後レルモノノ抹消ヲ申請スルコトヲ得

此場合ニ於テハ第四百六十六條ノ二第二項ノ規定ヲ準用ス

第四百六十六條ノ五 保全仮登記ヲ為シタル後本登記ヲ為シタルトキハ其保全仮登記ト共ニ為シタル処分禁止ノ登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

(不動産登記法の一部改正に伴う経過措置)

第八條 前條ノ規定ニ由リ改正後ノ不動産登記法第四百六十六條ノ二第三項ノ規定は、この法律の施行前にした仮処分の命令の申請に基づき発せられた不動産に関する権利についての登記を請求する権利を保全するための処分禁止の仮処分(家事審判法第十五條の三第一項の仮処分にあつては、附則第十二條に規定する審判前の保全処分であるものに限り)の債権者がする申請に基づき、その仮処分の登記に後れる登記を抹消する場合について準用する。

(法人において租税及び葉煙草専売に關し事犯ありたる場合に関する法律の一部改正)

第九條 法人において租税及び葉煙草専売に關し事犯ありたる場合に関する法律(明治三十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「民事訴訟法第六編」を「民事執行法(昭和五十四年法律第四号)其ノ他強制執行ノ手続ニ関スル法令」に改める。

(信託法の一部改正)

第十條 信託法(大正十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「第三十八條」の下に「及民事保全法(平成元年法律第 号)第四十五條」を加える。

(家事審判法の一部改正)

第十一條 家事審判法の一部を次のように改正する。

第十五條の二中「審判又は」を「審判で最高裁判所の定めるものが効力を生じた場合又は」に改め、「若しくは第二項及び」若しくはこれを取消す裁判を削り、「生じた」を「生じ、若しくは効力を失つた」に改める。

第十五條の三第六項及び第七項を次のように改める。

審判前の保全処分(前項の裁判を含む。次項において同じ)の執行及び効力は、民事保全法(平成元年法律第 号)その他の仮差押え及び仮処分の執行及び効力に関する法令の規定に従う。この場合において、同法第四十五條中「仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは、「本案の審判事件が係属している家庭裁判所(その審判事件が高等裁判所に係属しているときは、原裁判所)」とする。

民事保全法第四條、第十四條及び第二十條から第二十四條までの規定は審判前の保全処分について、同法第三十三條及び第三十四條の規定は審判前の保全処分を取り消す審判について準用する。

第二十九條第二項中「民事執行法」の下に「昭和五十四年法律第四号」を加える。

(家事審判法の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 この法律の施行前にした家事審判法第十五條の三第一項の規定による審判(同條第五項の裁判を含む)に係る審判前の保全処分の事件については、なお従前の例による。

(道路運送車両法等の一部改正)

第十三條 次に掲げる法律の規定中「地方裁判所

が執行裁判所の下に「又は保全執行裁判所」を加え、「地方裁判所以外の裁判所が執行裁判所」を地方裁判所以外の裁判所が保全執行裁判所に改める。

一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九十七条第一項
二 航空法（昭和二十七年法律第百三十一号）第八條の四第一項
三 建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第二十六條第一項

2 次に掲げる法律の規定中「処分を禁止する仮処分の執行又は」を削る。
一 道路運送車両法第九十七條第三項
二 航空法第八條の四第三項
三 建設機械抵当法第二十六條第三項
（土地収用法の一部改正）

第十四条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。
第九十六條第七項中「民事執行法」の下に「又は民事保全法（平成元年法律第 号）」を加える。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法の一部改正）
第十五条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法（昭和二十七年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「執行裁判所」の下に「又は保全執行裁判所」を加える。
（企業担保法の一部改正）
第十六条 企業担保法（昭和三十三年法律第百六号）の一部を次のように改正する。
第五十二條中「前条」を「第五十一條」に改める。
（国税徴収法の一部改正）

第十七条 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。
第五十五條第三号中「執行裁判所」を「保全執行裁判所」に改める。
第三十三條第三項中「仮登記」の下に「（民事保全法（平成元年法律第 号）第五十三條第二項（不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行）（同法第五十四條（不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行）において準用する場合を含む。）の規定による仮処分による仮登記を含む。）」を加える。

（行政事件訴訟法の一部改正）
第十八条 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。
第四十四條中「民事訴訟法」を「民事保全法（平成元年法律第 号）」に改める。
（執行官法の一部改正）
第十九条 執行官法（昭和四十一年法律第百一十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「（昭和五十四年法律第四号）」の下に「（民事保全法（平成元年法律第 号））」を加え、同条第二号中「規定による民事執行」の下に「（民事保全法（平成元年法律第 号））」を加える。
第五条中「民事執行法」の下に「（これを準用する場合を含む。）」を加える。
第十条第一項第三号中「第七條」の下に「（これを準用する場合を含む。）」を加える。

（都市再開発法の一部改正）
第二十条 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。
第九十四條第八項中「（昭和五十四年法律第四号）」の下に「又は民事保全法（平成元年法律第 号）」を加える。
（公害紛争処理法の一部改正）
第二十一条 公害紛争処理法の一部を次のように改正する。

第四十二條の二十二（見出しを含む。）中「保証」を「担保」に改める。
第四十二條の二十三を次のように改める。
第四十二條の二十三 削除
（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）
第二十二條 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の項の上欄ロを次のように改める。
ロ 民事保全法の規定による保全命令の申立て
別表第一の一の七の項の上欄イ中「同法の規定による強制執行」を「又は同法の規定による強制執行」に改め、「同法の規定による仮差押決定若しくは仮処分決定に対する異議の申立て又は仮差押え若しくは仮処分の取消しの申立て」を削り、同欄中へをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 民事保全法の規定による保全異議の申立て、保全取消しの申立て、同法第二十七條第一項の規定による保全執行の停止若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十二條第一項の規定による保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずる裁判を求める申立て又は保全執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て
別表第一の一の八の項中「
(3) (1)及び(2)以外のもの
六百円」を

（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正）
第二十三条 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。
第六十三條第一号中「民事執行事件」の下に「（民事保全事件）」を加える。
（民法の一部改正）
第二十四条 民法の一部を次のように改正する。
第四十六條に次の一項を加える。
理事ノ職務ノ執行ヲ停止シ若クハ之ヲ代行ス

（非訟事件手続法の一部改正）
第二十五条 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。
第三十九條中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

(4) (1)から(3)まで以外のもの		(3) (1)及び(2)以外のもの
(3) 民事保全法の規定による保全抗告		(1)及び(2)の項ロに掲げる申立手数料の額の一・五倍の額
六百円		六百円

ル者ヲ選任スル仮処分又ハ其仮処分ノ変更若クハ取消アリタルトキハ主たる事務所及び其他の事務所ノ所在地ニ於テ其登記ヲ為スコトヲ要ス此場合ニ於テハ前項後段ノ規定ヲ準用ス

（非訟事件手続法の一部改正）
第二十五条 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。
第三十九條中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

（非訟事件手続法の一部改正）
第二十五条 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。
第三十九條中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

(商法の一部改正)

第二十六條 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二編第二章第一節中第六十七條の次に次の一条を加える。

第六十七條ノ二 社員ノ業務ノ執行ヲ停止シ若ハ之ヲ代行スル者ヲ選任スル仮処分又ハ其ノ仮処分ノ変更若ハ取消アリタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第二百七十五條ノ二第二項中「保証」を「担保」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)

第二十七條 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第七十七條の次に次の一条を加える。

第七十七條の二 組合の理事、農事組合法人の理事、中央会の会長若しくは中央会を代表する副会長若しくは理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(農業災害補償法の一部改正)

第二十八條 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第六十二條の次に次の一条を加える。

第六十二條の二 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(証券取引法の一部改正)

第二十九條 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四百四十一條の次に次の一条を加える。

第四百四十一條の二 理事長若しくは証券取引所

を代表すべき理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正)

第三十條 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第十七條の次に次の一条を加える。

(理事の職務執行停止等の登記)

第十七條の二 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(消費生活協同組合法の一部改正)

第三十一條 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第七十七條の次に次の一条を加える。

(理事の職務執行停止等の登記)

第七十七條の二 組合の理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(水産業協同組合法の一部改正)

第三十二條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第四百四條の次に次の一条を加える。

(理事の職務執行停止等の登記)

第四百四條の二 組合の理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第三十三條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第八十六條の次に次の一条を加える。

(組合の代表理事又は中央会の会長の職務執行停止等の登記)

第八十六條の二 組合を代表する理事若しくは中央会の会長の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(商品取引所法の一部改正)

第三十四條 商品取引所法(昭和二十五年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二百五條の次に次の一条を加える。

(理事長の職務執行停止等の登記)

第二百五條の二 理事長若しくは取引所を代表すべき理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(宗教法人法の一部改正)

第三十五條 宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十六條を次のように改める。

(代表役員の職務執行停止等の登記)

第五十六條 代表役員若しくはその代務者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(信用金庫法の一部改正)

第三十六條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第六十八條の次に次の一条を加える。

(代表理事の職務執行停止等の登記)

第六十八條の二 金庫を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(漁船損害等補償法の一部改正)

第三十七條 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十六條の次に次の一条を加える。

(理事の職務執行停止等の登記)

第六十六條の二 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

第六百三十八條第六項中「第六十六條」を「第六十六條の二」に改める。

(輸出入取引法等の一部改正)

第三十八條 次に掲げる法律の規定中「第八十七條」を「第八十六條の二」に改める。

一 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)第十九條第二項

二 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第百八十五号)第五十四條

三 鉱工業技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)第十六條

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第三十九條 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第六十三條の次に次の一条を加える。

(代表理事の職務執行停止等の登記)

第六十三条の二 酒類業組合を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(労働金庫法の一部改正)

第四十条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の次に次の一条を加える。

(代表理事の職務執行停止等の登記)

第七十二条の二 金庫を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(登録免許税法の一部改正)

第四十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十九号(一)中「喪失」の下に「業務執行の停止若しくは業務代行者の選任」を加える。

理由

仮差押え及び仮処分の事件の動向並びにこれらの事件における審理その他の実務の運用状況にかんがみ、当事者の手続上の地位を実質的に保障しつつ本案の権利の円滑かつ確実な保全を図るため、仮差押え及び仮処分の命令に関する手続について、審理方式をすべて決定手続とするともに迅速かつ適正な裁判に必要な審理手続を新設し、利用頻度の高い類型の仮処分について、その執行方法及び効力を確立する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。